

第百七十六回国会
衆議院
財務金融委員会
議 録 第 三 号

平成二十二年十一月二日(火曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 石田 勝之君
理事 江端 貴子君
理事 柿沼 正明君
理事 鷲尾英一郎君
理事 竹内 譲君
理事 青木 愛君
理事 網屋 信介君
理事 稲富 修二君
理事 岡田 康裕君
理事 岸本 周平君
理事 小山 展弘君
理事 菅川 洋君
理事 中塚 一宏君
理事 福岡健一郎君
理事 宮崎 岳志君
理事 和田 隆志君
理事 岩屋 毅君
理事 竹本 直一君
理事 野田 毅君
理事 茂木 敏充君
理事 山本 幸三君
理事 佐々木憲昭君

大串 博志君
古本伸一郎君
後藤田正純君

東 祥三君
五十嵐文彦君
小野塚勝俊君
木内 孝胤君
小林 興起君
杉本かずみ君
高山 智司君
中林美恵子君
三村 和也君
吉田 泉君
あべ 俊子君
小泉進次郎君
徳田 毅君
村田 吉隆君
斉藤 鉄夫君

委員の異動
十一月二日

辞任

今津

寛君

徳田

毅君

村田

吉隆君

斉藤

鉄夫君

同日

補欠選任

あべ 俊子君

岩屋 毅君

小泉進次郎君

遠山 清彦君

同日

補欠選任

あべ 俊子君

徳田 毅君

今津 寛君

村田 吉隆君

斉藤 鉄夫君

同日

補欠選任

あべ 俊子君

岩屋 毅君

小泉進次郎君

遠山 清彦君

同日

補欠選任

あべ 俊子君

岩屋 毅君

小泉進次郎君

遠山 清彦君

同日

補欠選任

あべ 俊子君

岩屋 毅君

小泉進次郎君

遠山 清彦君

同日

補欠選任

あべ 俊子君

岩屋 毅君

小泉進次郎君

遠山 清彦君

同日

補欠選任

あべ 俊子君

岩屋 毅君

小泉進次郎君

遠山 清彦君

同日

補欠選任

あべ 俊子君

岩屋 毅君

小泉進次郎君

遠山 清彦君

十月二十九日

安心社会実現のための超党派で消費税論議を行
い、歳出の見直しを求める意見書(秋田県議
(第一八四六号))

安心社会実現のための超党派で消費税論議を行
い、歳出の見直しを求める意見書(山梨県議
(第一八四七号))

安心社会実現のための超党派による消費税論議お
よび歳出の見直しを求める意見書(滋賀県議
(第一八四八号))

安心社会実現のための超党派で消費税論議を行
い、歳出の見直しを求める意見書(鹿児島県議
会(第一八四九号))

所得税法第五十六条の廃止を求めるとする意見書
(山梨県甲州市議会(第一八五〇号))

所得税法第五十六条の廃止を求めるとする意見書(静
岡県沼津市議会(第一八五一号))

法人税率の引き下げを求める意見書(岐阜県議
会(第一八五二号))

は本委員会に参考送付された。

委員の異動

十一月二日

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件
保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出、第百七十四回国会閣法
第六四号)

○石田委員長 これより会議を開きます。

第百七十四回国会、内閣提出、保険業法等の一
部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題
といたします。

この際、お諮りいたします。

本案につきましては、第百七十四回国会におき
まして既に趣旨の説明を聴取しておりますので、
これを省略したいと存じますが、御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正
する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○石田委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融
庁総務企画局長森本学君の出席を求め、説明を聴
取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○石田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。あべ俊子君。

○あべ委員 自由民主党、あべ俊子でございます。
す。

今回は、質問の時間をいただきまして、大変あ
りがとうございます。今回提出されました保険業
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律
案、このことに関しまして質問させていただいた
というふうに思っております。

平成十七年の改正、二年間の移行期間で、余り
にもそのハードルが高く、移行ができなかった、
その保険業者に対して、また共済年金に関し
まして、今回この改正法案が出されるということ
でございますが、無認可共済から少額短期保険業
者にこの平成十七年の改定を受けまして移行した
ことに對しまして、どう対応するのでしょうか。
大臣、お願いいたします。

○自見国務大臣 あべ俊子議員にお答えをさせて
いただきます。

少額短期保険業者が認可特定保険業者になれる
のか、こういう御趣旨の御質問だと思っております
けれども、既に少額短期保険業者に移行した団体につ
いては、移行後に制度的に、不特定の者を対象に
保険の引き受けを行い得ること。先生御存じのよ
うに、保険は、不特定の方々を対象にするという
のが保険の一つの特徴でございます。共済であれ
ば特定の人を対象にするというところ、そこが大
きな違いでございますが、これは少額短期保険業
者でございますから、制度的に、今申し上げまし
たように、不特定の者を対象とするわけでござい
ますから、保険の引き受けを行い得ること、その
契約者は、事業者が保険業法の規制の適用を受け
ることを前提に契約していることを踏まえて、そ
のままの形態で今回の特例措置の適用対象となる
ことはできないこととさせていただきます。いた
しております。

しかしながら、平成十七年の保険業法改正時に

現に共済事業を行っていた者であっても、当該の少額短期保険業者の母体となったものが、当該少額短期保険業者とは別に一般社団法人または一般財団法人を設立して、当該法人における特定保険業の内容や保険契約にかかわる相手方の範囲が改正時に行っていたものと、やっていたことが以前と同じであるということかと思いますが、限られたものであれば、今回の特例措置の適用を可能にしているというふうなことでございます。

○あべ委員 特例措置の部分はよくわかりましたが、私が申し上げているのは、平成十七年度にこの改正をしたことの、いわゆる行政の指導に對しまして移行したところ、これは私が知る限り、五十二団体、一・二％あると聞いておりますが、これに對して、今回この認可特定というふうになったときに、このバランス関係をどうされていくのか。大臣、お答えいただけますか。

○自見国務大臣 バランス関係については、認可特定保険業者というのを新たににつくって、この前の法律改正で、今先生もお話になりましたように、少額短期保険業者あるいは保険会社にそのまま移行するもの、あるいは制度共済に移行するもの、あるいは少人数の共済、これは千人以下でございまして、あるいは企業内共済、あるいは少額、これは十万円以下でございまして、普通、冠婚葬祭、一般的に十万円ぐらいのお金がかかるだろうということで、昔からこれは十万円というのを大抵めにさせていたというところでございまして、それから保険会社の商品の利用ということでございまして。

今先生の御質問のとおり、少額短期保険業者に移行したものと認可特定保険業者に変わるのは、どこか変わる場所があるのかということでございますが、基本的には、保険業法でございまして、認可特定保険業者には法人格をとっていただくということでございます。例外的に認可特定保険業者を認めるわけでございますから、基本的には保険でございまして、それぞれの利用者の保

護と申しますか、利用される方がきちつと保護されることも同時に必要であるというふうな思っております。

○あべ委員 大臣、何かお答えいただいていないようでございますが、私が申し上げているのは、平成十七年にいわゆる移行をしたところでございます。少額短期保険業者に移行した、これは非常にハードルが高かった。例えば、最低資本金が一千万、さらには最低一千万の営業保証の供託金があるなど、厳しいハードルを越えてきたところ。これに對して、今回いわゆる認可特定というふうにしていくところ、このバランス感覚。

具体的に申し上げますと、認可特定の規制は少額短期保険よりも緩くなるのでしょうか、緩くないのでしょうか。お答えください、大臣。

○自見国務大臣 規制は若干簡素化されているというふうな認識いたしております。

○あべ委員 それでは、平成十七年度に出された、それに従って移行したところに関しては、余りにもバランス感覚が悪い。すなわち、様子見をしながら待つていた、ごね得になつてしまうことになりませんか、大臣。

余りにも規制を緩和し過ぎることは、私は、この移行期間にしっかりと努力をしたところとの格差が出過ぎて、大きな問題だと思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○自見国務大臣 先生が、ごね得になるんじゃないか、こういう御質問でございましたが、今回の法案は、既存の団体について平成十七年の保険業法改正前の状態に戻すことを認めるものではなくて、保険契約者等の保護の観点から、適切な規制、監督の仕組みを講じながら、その実態に即した監督を行うことにしているものであるというふうな思っております。決してごね得になるというふうなことではないというふうに認識をいたしております。

ごね得になつていないと大臣はおっしゃいます。政府参考人の方でございまして、このバランスに關してはこれからどう対応するか、お答えいただけますか。

○森本政府参考人 お答えいたします。

今回導入いたします認可特定保険業者の規制につきまして、先生御指摘の少額短期保険業者と比較いたしますと、全般的に、今回の特例措置の方が緩やかになっております。

例えば、利益準備金の積み立てにつきましては、少額短期保険業者についてはこれを求められておりますが、認可特定保険業者については求められておりませんし、少額短期保険業者は他業が原則禁止されておりますが、認可特定保険業者はそういうことはございません。

そういう意味で、不特定の者を相手に保険の引き受けができる少額短期保険業者と、特定の者に對して業務ができる認可特定保険業者の性格に應じてまして、今回の特例措置の趣旨に沿って監督についても運用をしたいというふうに考えております。

○あべ委員 そもそも、平成十七年、消費者保護という形で、オレンジ共済の教訓を受けて、やはりしっかりとセーフティーネットをつくつていかなければいけない、経営基盤がしっかりとついていないところに対して監督をしなければいけないという形で出てきたと私は理解をしております。そうした中におきまして、例えば、生命保険、損害保険は、セーフティーネットとして契約者の保護機構がございまして、それに対して、少額短期、認可特定保険業者は、セーフティーネットは今あるのでしょうか、ないのでしょうか。大臣、お答えください。

○自見国務大臣 セーフティーネットに入る加入義務はないというふうに認識いたしております。

○自見国務大臣 先生御存じのように、今回、監督の手續がございまして、それを通じて適切に監督をしてまいりたいというふうに思っております。

○あべ委員 ですから、その監督が、いわゆる経営基盤の監督なのか、消費者保護の観点の監督なのか、そちらはどちらに比重を置いていらっしゃるのでしょうか。大臣、お答えください。

○自見国務大臣 それはもう先生御指摘のとおり、両面、利用者の保護とそれから財政基盤の健全化、これらを両方きちつと見ていく必要があるというふうに思っております。

○あべ委員 両方を見ていられるのであれば、今回、公益法人の所管官庁、八省庁と都道府県になつてるところでございしますが、これはどれぐらいの数があるか、政府参考人で結構でございますので、教えてください。

○森本政府参考人 お答えいたします。

今回の特例措置で認可特定保険業者になれるという意味で対象となりますのは、平成十七年の保険業法改正時に共済事業を行つておりました特定保険業者、これは四百三十一団体ございました。それから、現在共済事業を行つております公益法人、これは三百二十九団体ございます。これらが対象となるわけでございます。

ただ、実際に、今回の制度を利用して、認可を受けて特定保険業を行うかどうか、これは各団体の意向によるわけでございまして、現時点で確実にその数を見通すことはできないという状況でございます。

ださい。

○自見国務大臣 先生の御質問は、公益法人、いろいろな省庁にまたがっておりますので、消費者保護ということであれば、金融庁が一元的に検査あるいは監督等々をするべきではないかという御意見だ、こう思うわけでございますが、各公益法人については、各主務官庁がこれまで長い間監督を行ってまいりまして、その業務に関する知見や、これまでの監督を通じて蓄積された情報を有している。このため、金融庁に比べてきめ細かな監督を行うことができるというふうに考えております。契約者保護の観点から適当と考えられます。

制度共済についても、各主務官庁が監督を行っているところでございますが、今回の特例は当分の間という措置であることも総合的に勘案して、引き続き旧主務官庁に監督をしていただくということでございます。

しかしながら、先生も今御指摘のとおり、監督上のルールでございますが、やはり各省庁になっても統一的に、より適切に共済事業を監督することが必要でございますから、監督上のルールを新たに設けることを踏まえて、この政省令には、監督官庁と金融庁と一緒に、共同省令において定める。あるいは、具体的な規則の運用については、金融庁を中心としてガイドラインを作成して、各省によつてばらつきがないように、できるだけそういったことを配慮しながらやっていきたい、こう思っております。

いずれにいたしましても、金融庁といたしましては、必要に応じて各主務官庁の相談に応じる等、適切な運用が図れるように努力してまいりたいというふうに思っております。

○あべ委員 省庁の判断のばらつきが、消費者保護の観点からは非常に恐ろしい部分でございますが、この共同省令、このガイドラインというのはいつまでにおつくりになりますか、大臣。

○自見国務大臣 この法律が議会をもし通過させていただきますたら、可及的速やかにつくつてまいりたいというふうに思っております。

たいというふうに思っております。

○あべ委員 大臣、可及的速やかとはいつごろのことでしょうか。具体的に教えてください。

○自見国務大臣 あべ先生、先生は大変優秀な看護師さんでございますし、私は医師でございますが、これはあうんの呼吸でございますまして、可及的速やかにやっていきたいというふうに思っております。

○あべ委員 先生、それはもとの職業でございますまして、今は国会議員でございますから、あうんはきませんので、大臣、お答えください。その可及的速やかというのは、二カ月以内でしょうか、三カ月以内でしょうか、もしくは解散の後でしょうか、教えてください。

○自見国務大臣 成立後、もう本場に速やかにこの共同省令をつくつてまいりたいというふうに思っております。

○あべ委員 半年以内ですか、一年以内ですか。お答えください。

○自見国務大臣 施行が半年以内ということだつたと思ひますので、それ以内に当然共同省令をつくつてまいりたいというふうに思っております。

○あべ委員 では、施行前には共同省令ができるという理解でよろしいでしょうか、大臣。

○自見国務大臣 当然、そのように理解していただいて結構だと思っております。

○あべ委員 また、金融庁の監督に関してでございますが、行政処分というふうになつております。私は、行政処分だけでは監督責任がきたとは思つておりませんが、行政処分以外に何かお考えでしょうか。

大臣のお考えで結構でございますが、例えば生命保険、こちらの方は保険業の中で規定されておりますが、金融庁が今行っているのは、一定の合理性があるかどうかの認可、予定とその実践、四半期の決算だけでございます。それでは責任がとれるのかどうか、私は本場に不安でございますが、それ以上のことを消費者保護の観点から大臣はお考えでしょうか。もしよろしければ、政府参

考人でも結構でございます。

○森本政府参考人 お答えいたします。認可特定保険業者に対します規制、監督といったしましては、先生御指摘のように、報告徴求命令、あるいは金融検査、行政処分があるところでございますが、そのほか、健全性基準を制定いたしましたり、最終的には認可の取り消しといった処分を前提といたしまして、改善命令等によつて、健全性また契約者保護を適切に図つてまいりたいというふうに考えております。

○あべ委員 この健全性基準とは具体的に何を指すか、教えてください。

○森本政府参考人 お答えいたします。保険業者に対する全般的な健全性の基準といたしましては、例えば、保険会社に対しましてはソルベンシー・マージン基準というのがございます。健全性の基準と法案においてございますのはそれを念頭に置いておられますが、認可特定保険業者の業務は非常に多様でございますので、当面は多様な業務の実態把握を優先いたしまして、直ちにソルベンシー・マージン基準は定めず、今後、業務の実態を把握しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○あべ委員 まず実態把握から始めるのであれば、そのソルベンシー・マージンと云われている、通常の予測を超えたりリスクに対してどれだけ支払い能力を持つているかという健全性の指標がわからないのであれば、実態調査をしてからこの法案を通すべきではないですか。

大臣、私は、契約者を保護するという観点から、財政の健全性がわからない段階で、実態調査もできていない段階でこの法案を通すのは余りにも早急ではないかと思ひますが、大臣、この部分に対してお答えいただけますか。

○自見国務大臣 お答えいたします。平成十七年度の保険業法改正では、保険契約者等の保護の観点から、特定の者を相手方とする共済事業も原則として、先生御存じのように、保険業法の規制の対象とされたところでございます。

他方、改正前から事業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に直ちに適合することが容易でない団体が存在し、公益法人についても、新法人への移行後はそのままの形態では共済事業を継続することができない状況になってい

ます。以上を踏まえて、契約者の保護を図りつつ、既存の団体の共済事業の継続を可能とする法制を早期に整備する必要があると判断して、本法案を出したところでございます。

○あべ委員 この法案を出した経緯もわかつておりますが、大臣が読まれたとおりだと私も思つておりますが、しかしながら、契約者保護の観点から、実態も把握できていない段階で、この方たちにしつかりと保護をする観点から、ソルベンシー・マージンと言われる、契約者を保護できるその仕組みをいつごろ入れた方がいいと大臣はお考えですか。

○自見国務大臣 今さつき局長から答弁があつたわけでございますけれども、根拠法のない共済が、任意団体が認可特定保険の業者になる、これは総数が四百三十一ぐらいあるので、大体このうちどれくらいが手を挙げるかということは、今のところ余り予測はできないんですけれども、三けた、百あるのかな、あるいは百と少ないのではありませんし、また、公益法人では二百二十九あります。手を挙げて認可特定保険業者になるのがどれくらいあるかということは、まだはつきりはい

たしておりません。いずれにいたしましても、きちつと、これは検査監督というものがあつてございますから、そこら辺は信頼していただいて、実態に合わせ

て、こういった法律は後追いで、ある意味ではつくるところもあるわけでございます。今までも歴史と伝統を持つてやつてこられたところもあるわけでございますから、そういった事情事情に応じて、やはりこの前つくつた法律ではどうして

もそれからやつていけないというところがあつた

わけでございますから、そういった意味で、実態により、長い間、歴史と伝統を持つてこられた、例えば公益法人がやっておられる共済事業、あるいは任意で共済事業をやっておられる方も、こういった法律によってやっていると、これは当分の間でございますが、そういうふうな意味で法律をつくらせていただいたわけでございます。

○あべ委員 大臣の手腕に期待をいたしまして、早急に契約者保護をしっかりと整備化していただけたらというふうに思うわけでございます。

そうした中におきまして、いわゆる生命保険の方にちよつと入らせていただきますが、三利源というのがございます。保険会社の三利源、どうも日本は死差益が出やすいというふうになつておられて、世界じゅうのマーケットの中で、どうも日本ほど利益が出ることはないというふうになつておられるように思つております。外資が入り込んでくるのをウィンブルドン現象というんだそうですが、外資系プレーヤーが国内市場で非常に優位になつていくことが言われているわけでございます。

そうした中におきまして、いろいろ調べてみましたところ、どうも保険会社に甘過ぎるのではないかと。私は見てみましたところ、財務省から天下りも何人かあるやに聞いておりますが、事務次官クラスの方でいらした方もいます。私は、保険に關しましては、特に自見大臣が医療者であるから申し上げますが、社会保障制度の補完システムとしての生命保険を考へるのであれば、この部分の利益率が日本が高過ぎるということが、補完システムから逆行しているということもあるのではないかと。これに關しては、医療者である自見大臣、御期待申し上げますので、しっかりと生命保険が社会保障制度の補完システムになるように御努力いただけるかどうか、一言でお返事ください。

○自見国務大臣 あべ俊子議員にお答えさせていただきますが、生命保険業は、先生御存じのよう

に、死差益、費差益、利差益というのがございまして、確かに死差益、私の記憶が間違ひなければ、昭和二十一年の平均寿命が五十一歳、今、女性ばう八十五歳を超えているわけでございますから、死亡率が急速に少なくなりまして平均寿命が長くなったという国が日本であることは、先生よく御存じのとおりでございます。

そういった中で、保険契約の内容がきちつと、利差益、死差益、費差益というのがございまして、それがきちつとやはり、保険料の責任準備金の算出方法が、これは保険数理に基づいて合理的かつ適正なものだということになつております。また契約者保護の観点から、商品の適正について審査、認可を行つておまして、そしてそういった意味で、生命保険会社を不当にもうけさせているということとは、私もしっかりとそこまでは目を配つておりますけれども、当たらないのではないかと。同時に、これは今先生が言われたように、社会保障の一種でもございまして、私的社会保障の一種でございまして、そういった意味でも、私も国会に上がらせていただいております。例えば生命保険料控除ということとは、当然公的な社会保障制度もございまして、これは昔はよく民生活の社会保障制度だということを言われたわけでございますから、そういった視点にも立ちながら、医師でもございまして、先生と同じ医療界で働く人間として、そういった意味でもしっかりとやらせていただきたいと思つております。

○あべ委員 大臣、ありがとうございます。何か、何を言われているのかよくわからなかつたんですが、いづれにしても、私は金融庁がそもそも保険関係を監督するにいはる連鎖反応、影響を与えたときに、その監督責任は財務的な部分にはございまして、私には消費者庁に移行するのが一番いいのではないかと思つております。これは総合的、横

断的な法体系がこれから必要な部分でございまして、いわゆる省令に關して共同提案をするというだけでは済まない部分があります。

また、もう一つ苦言を申し上げさせていただきますれば、保険業界の中で仲立ち人という方がいらつしやいます。保険業法の中で定められているものが今悪用されているところでございまして、仲立ち人という契約関係のコンサルをする方が、募集人と言われる代理店がやつていて、幾つもの保険会社のパンフレットを持つていても、特定のもののしか勧めていないということ。これは、保険の透明性を高めるという観点から、また先ほど申し上げた、今回いわゆる解禁していく部分に關しまして、消費者が、契約者がわかりやすいものをもつともつと整備していただきたいというふうに思つております。

時間になりましたから、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○石田委員長 次に、竹内議員。

○竹内委員 公明党の竹内譲でございます。今回の法案につきまして、基本的なところから一つ一つ確認をしながら質問をさせていただきます。

平成十七年の保険業法改正は、共済事業の契約者保護の観点から、特定の者を相手方として保険の引き受けを行う事業についても原則として保険業法の規定を適用するということが一つ、と同時に、もう一つは、少額短期保険業者の制度創設等の措置を講じられたものでございます。

ます。

今回の法案は、平成十七年の改正前から共済事業を行つてきた団体のうち、一定の要件に該當するものについては保険業法の規制の特例を設ける、そして、先ほどからありますように、当分の間、その実態に即した監督を行うということで整備されたというふうに理解しているわけでございます。

そういったしますと、ここでお尋ねするわけでございますが、これは事実上、平成十七年の保険業法改正当時の原状復帰を認めるという理解でよろしいでしょうか。まず、この点につきましてお尋ねをしたいと思います。

○自見国務大臣 竹内議員にお答えさせていただきます。

もう先生が質問の中でも言われたわけでございますけれども、平成十七年度の保険業法改正では、保険契約者等の保護の観点から、特定の者を相手方とする共済事業も原則として保険業法の規制の対象とされたところでございまして、他方、改正前から事業を行つてきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に直ちに適合するところが容易でない団体が存在し、公益法人については、新法人への移行後はそのままの形態では共済事業を継続することができない状況に、今先生も御指摘されましたように、なつていくわけでございます。

以上を踏まえまして、契約者の保護を図りつつ、既存の団体の共済事業の継続を可能とする法制を早期に整備する必要があると判断して、本法律案を出させていただいたところでございます。

また、今先生も御指摘のとおり、原状復帰による懸念に關しては、本法律案において、認可を受けて共済事業を行う認可特定保険業者については、当然ですが、健全性を確保するため共済事業とそれ以外の事業をやはりきちつと区分経理をして、あるいは適切な準備金の積み立てを求めるほか、不適切な勧誘を防止する。これはもう当然でございますが、加入者の保護のために、重要な事項の説明義務やあるいは虚偽告知の禁止等の規定

を設けることによって、共済事業の加入者等の保護を図っているところでございます。

○竹内委員 理解はできるんですが、もうちょっとかみ砕いて質問いたしますと、例えば、十七年のときに改正があったので、やむなく少額短期保険業者になったり、それから千人以下の少人数共済、そういうものになったり、あるいは少額の支払いの保険業者になったりした場合に、今回、認可さえ受ければ認可特定保険業者としてリニューアルできる、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○自見国務大臣 今さっきも私が申し上げましたように、今までも任意団体あるいは公益法人があつたわけでございますが、今四百三十一の任意団体で、認可特定保険業者の資格を取る資格とございます。これはあくまで手挙げ方式でございますから、そのうち百ぐらいなのか、あるいはそれよりずっと少ないんじゃないかという意見もございしますが、そういった方々にきちつと道を開く。また、あるいは公益法人の場合、今さっき先生も挙げておられましたように、三百二十九の特定保険業者を、当分の間でございすけれども、つくらせなければ、これで一体どれくらいの方が手を挙げるか、これは実際やってみたいとわかないというところも、正直言つて、ございます。

しかし、当然これは、任意団体の場合は法人格を取つてもらつて、やはり保険業法の適用でございすから、財政の健全性あるいは加入者保護ということは当然でございすけれども、きちつと法にのつとてやっていきたいというふうに思つております。

○竹内委員 一応、理屈上は可能だということだと思ひます。

それで、実は、共済事業の将来的な位置づけにつきまして、「共済事業の規制のあり方についての方針(案)」というのが出されております。その中では、「今後、その共済事業の運営状況、制度共済の整備状況、新たな一般法人制度の定着状況

等を見極めた上で、改めて検討を行う必要。」があると思ひますが、政府としては、今後、どのように共済事業の実態把握を行い、そのスケジュールはどのようなものをお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

○自見国務大臣 お答えをさせていただきます。共済事業の将来的な位置づけを検討するに当たつては、認可特定保険業者の業務及び財務の状況を踏まえつつ、今回の法律による規制、監督の枠組み等が契約者保護に欠けることがないか等について、関係省庁としっかりと連携をとりながら見きわめていく必要があると思ひつています。

特に、先生の御質問の点でございすが、検討のスケジュールについては、今私が申し上げましたように、一体幾つの団体が手を挙げてくるかというところもまだはつきり見通せませんので、具体的に見通すことは困難でございすが、いずれにいたしまして、認可特定保険業者の認可申請期間を平成二十五年の十一月三十日までとしておりますから、その後、一定期間をかけて、さきに述べましたようなさまざまな状況を見きわめた上で具体的な検討を進めていくことになるというふうに思つております。

○竹内委員 そこで、今の質問とも関連するんですが、今回の法律案の附則の第四条で、「政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、この法律に規定する特定保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」というふうになつておるわけでございすが、この「適当な時期に」というのは、やはりいかに、これはやや責任感を欠くのではないかとと言われても仕方がないというふうに思ひつけてございす。

そういう意味で、私どもはやはり、余り短過ぎててもいけませんし、かといつて余り長過ぎててもいけない、こういうことを考えて、せめてこれは

五年をめどとしてというぐらゐに修正をすべきであるということをお願いしておきたいと思ひますが、大臣のお考えはいかがでしようか。

○自見国務大臣 竹内議員の大変貴重な御発言だと私は思つておりますので、仮に検討期間について具体的な目途が設けられた場合には、その趣旨に沿つて適切に対処していきたいというふうに思つております。

○竹内委員 それから、もう少し伺ひたいと思ひますが、今回、新しい枠組みの対象となるため、今回の法律案の中で、新しい枠組みの中で共済事業を行うことができる者の範囲につきまして、法人格を有することが要件とされているというふうに思ひます。

その意味で、法人でない社団で代表者の定めのあるものを除外した理由も含めて、その趣旨についてお答えできますか。

○和田大臣政務官 お答えいたします。

竹内委員お尋ねの、法人格を持つていない社団で代表者の定めがあるものというよう概念に対して、今回、認める余地がないのかというお尋ねだと思います。

私どもも、どこで線を引くべきかということをもう一度いろいろ検討した結果でございすが、それを御報告いたしますと、もともとオレンジ共済等が事件として起きた際には、一つの団体ではあつても、特定の方々というふうな言いながら実態的には不特定の方々にいろいろなものがあるという実態が判明したからこそ、平成十七年の法改正があつたものと承知いたしております。今回もう一度法改正をお願いするのは、実態上、自分たちの中で自治的に、特定の人たちの間でやつていくことについて、それを我々もしっかりと認めていく方向性であるべきじゃないかという問題意識がございす。

そこで、では法人格のない団体をどうするかというところでございすけれども、この場合には、実際に、今度は構成員の方々につきましても、ま

た契約者の方々につきましても、何か問題が起きたときに、その団体が持つております財産の帰属がどこにあるのか、具体的には、団体そのものにあるのか、団体の代表者にあるのか、そこがしっかりと峻別できる必要があると考えていたり、また、構成員として、代表者の定めはあつたとしても、どこまでの方々が最終的に責任を負うんだらうか、こういったことをしっかりと概念構成していなければ、最終的には契約者の方々被害が及ぶというふうに考えたものでございすので、今回、そこで線引きしまして、一般の社団法人か財団法人にはなつていただく、つまり法人格を持つていただくことは必要であらうというふうに考えたわけでございす。

○竹内委員 契約者保護という観点から、最低限そのぐらゐはきちつとやつてもらわないと困る、こういうことだと思ひます。

それで、業務規制のあり方の点につきまして質問を移らせていただきたいと思います。

新しい枠組みの中で共済事業を行う者が、認可を受ける際に行つていけるもの以外の他の業務を新たに行う場合には、行政庁の認可が要る。さらに、資産の運用につきましても主務省令で定める一定の方法によらなければならぬとされております。そしてまた、健全かつ適切な運営を損なうおそれの低いものとして行政庁の承認を受けた場合には他の運用方法も可能とされているわけですが、これらの承認の具体的基準や運用方針について、まずお尋ねしたいと思ひます。

○和田大臣政務官 お答えいたします。

今委員のお尋ねの場合というのは二通りございすが、まず、今回、この法改正によつて特定保険業を認められる人たちに對して、そのほかに新たな業務を追加して行おうとするときというのが第一の場合。もう一つは、その団体が持つていらつしやる資産をどのように運用しようとするかというところを考へる場合、これが第二の場合でございす。私ども、第一の場合と第二の場合と、

具体的には今後検討してまいるといふ答弁に尽きてまいりまされども、ある程度レベルを違えて考えております。

といひますのは、現存する団体がいろいろな業務を行つていらつしやるのが前提となつていて、今回、保険業法に係らしめるかどうかという業務を行う意味において、金融庁としては、しっかりと健全性を保つていただくということが必要でございますが、他の新たな業務を行うというのは本当にさまざまな業務の可能性があるとこのうに考えておられまして、この部分につきましては、最低限、リスクを多大にせしめるような業務であれば規制させていただきたいと思ひますが、そうでない限りは、本来ならば自由だということだと思ひます。

そして、今度は逆に、第二の点の資産の運用につきましては、まさに資産の運用がしっかりとできていないと、将来リスクが顕在化したときに、契約者の方々に金をお支払いすることができなくなるわけでございますので、ここはさらにもう少ししっかりと見ておく必要があるというふうに考えておられるわけでございます。

ただ、いかんせん、今、具体的などころまでは考えは至っておりませんで、実際には資産の運用の方をある程度厳格に考えておりますので、このについては例示的に限定的に、運用するものというのを規定していくということで認可をおろす。先ほど最初の方で申し上げたような他業務の追加につきましては、むしろ絶対にだめというのではなくて、もともとリスクがない以上は一応認めていくという方向性を持つて考えていきたいということでございます。

以上でございます。

○竹内委員 趣旨はわかるんですけども、今のところ具体的な基準がないというのはやや不満があるというか。いや、考え方の基本はわかつたんですよ。最初の方は、リスクに関しては規制をかけていかなければいけない、二番目について、資産運用については厳格に考えていかなければいけ

ない、しっかりと見ていく必要がある、これはわかるんですけどもね。

結局、私がこういうことを言っているのは、十七年の改正はちよつと厳しかつたと思うんですけど、急にドラスチックな改正だつた。その揺り戻しが今回來ているというふうに言われると、これはまずいと思うんですよ。揺り戻しで緩くなつて、また甘々の共済事業というものが行われる、そしてまた第二、第三の、ひよつとしてオレンジ共済のようなことが出てきたりしてはいけないというふうに思うんですよ。

昨今はやはりこれだけ不況でございますし、おれおれ詐欺が今でもふえているという大変な実態の中で、ネーミング次第では、これはなかなかの信用力を持つ場合が多いと思うんですよ。ところが、いざ何かあつたときにはお金が返つてこないとか支払われないというふうなことになる大変なことになると思ひますので、この辺は、やはりきちつと運用基準を早急に定めてやつていただかなくてはならないというふうに申し上げておきたいと思ひます。

そこで、この規制に関しまして、ちよつと疑問があるんですよ。一つは、認可特定保険業者の、主務省令で定める一定額の純資産というのの一体どのぐらいで想定されているのか。保険会社の場合は資本金十億円、少額短期保険業者は資本金等一千万円かつ純資産一千万円、制度共済の場合は出資金一千万円等になっていますが、こういうのと比べて、大体どのぐらいを想定されておられるのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○森本政府参考人 お答えいたします。認可特定保険業者が備えるべき財産的基礎についてでございますが、これは法令で、純資産額が一定額以上であること、また、仮にその一定額に満たない場合でも、改善計画の履行によりまして合理的期間内に達成することが見込まれることが要件となっております。

それで、この純資産額の具体的水準につきましては、認可特定保険業者の実態に合わせて設定す

る必要がございますので、今後、制度共済の事例等を参考にいたしながら、関係省庁とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○竹内委員 先ほどの具体的基準や運用基準と同じで、これも早急に、やはり間を余り置かずには決めていただく必要があるというふうに思ひます。それから、健全性、ソルベンシー基準につきましても、先ほど、あべ先生の質問の中にもありました。当面は定めず、業務の実態把握に努めるといふようなことで、これもやや驚いておられるんですけども、これは先ほどありましたので、あべ先生と同趣旨だということをお願いしておきたいと思ひます。

もう一つは、保険計理人の関与というところで、認可特定保険業者は、長期かつ保険料積立金が必要な場合等については保険計理人の関与が必要だ、こういうふうな定められているわけですが、つまり、短期の保険の場合は保険計理人の関与は要らないということの意味するわけですよ。ところが、一方で、少額短期保険業者は保険計理人の関与が必置だというふうになっているんですよ、規制では。

そうすると、これは矛盾しませんか。少額短期保険業者の場合は、短期の場合、必置だ。一方で、認可特定保険業者は、長期かつ保険料積立金が必要な場合については保険計理人が必要だ。これはちよつと政策的に矛盾するんじゃないかというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○森本政府参考人 お答えいたします。保険計理人の関与につきましては、少額短期保険業者は、保険の商品につきまして、少額短期の範囲内でのいろいろな商品を導入することができまして、その商品の導入に当たりまして、やはり保険計理人の関与のもとに適切な保険料を算出していただく必要があるというふうに考えております。

それに対しまして、認可特定保険業者につきましては、あらかじめ定められた範囲、つまり平成十七年の保険業法改正時に実施しておりました共

済事業の範囲内で、今回認可を受けて始めるときに、あらかじめ保険料の計算方法等は定めて、当局といたしましてそれを審査いたしまして、それで業務を開始いたしますので、一般的な、特に先生御指摘のような短期の保険契約につきましては、保険計理人の関与は必ずしも必要ないという取り扱いにしておるところでございます。

○竹内委員 やや苦しい感じがするんです。入り口のところで一回審査するから後は見なくていいんだというのは、やや心配がありますよね。この辺の整合性がきちつととれるような規制体系をやはり構築しないといけないだろうというふうには思ひますよね。やはり不断の見直しが必要なのはなにかないというふうに思ひます。今後、検査監督の権限もございまして、そういうのも通じてしっかりとやつてもらいたいというふうに思ひますよね。

先ほどから繰り返し申し上げてまいりましたように、結局、この十七年の改正がいろいろ言われて、今度は緩めようじゃないかみたいな話で、そこで盲点ができてしまつたりしたら、これはまた契約者、消費者に大変な損害を与える可能性があるというふうに思ひますので、この辺はやはり、先ほどから繰り返し申し上げていくように、当分の間なんということじゃなくて、きちつと年限を決めて、それまでにしっかりと実態を把握して、消費者、契約者に迷惑がからないように、検査監督を続けながら、きちつと再度この政策体系をチェックするということをやつてもらいたいというふうに思ひます。ここであえてこのあたりにとめておきたいと思ひます。

だんだん時間も迫つてまいりましたけれども、最後に、監督官庁のあり方でございます。

実は、これは府民共済の話ですが、二〇一〇年八月に大阪府民共済生活協同組合で、これは直接は保険の話ではありませんが、府民共済の前理事長に対する退職金の支払いが正規の手続を経ないなかつたことがわかつて、監督する大阪府が、消費生活協同組合法違反の疑いがあるとして立入検

査を行ったということがありました。

これ自体は共済事業とは関係ありませんけれども、金融庁、これは監督官庁が違ふんだ、地方団体の話だから、自治体の話だから、金融庁は関係ないんだというふうに、今後、この新法案でも監督官庁がばらばらになつてゐるものだからね、だから、そういう意味で、知らない、違いますとか、厚生労働省だとか、そういうことではやはりいかぬと思うんですね。

先ほども、あべ先生から御指摘ございましたけれども、統一の共同省令を六カ月以内につくるということでございましたから、これはしっかりとついていたいて、ガイドラインをしっかりと設けて、本当に、農業共済であろうと県民共済であろうと、統一の基準でしっかりとやはり契約者保護がなされてゐる、こういうことを国民に向かつて示すことが非常に大事だということに思います。

特に、県民とか府民とか、こういうまぐら言葉がつくと非常にやはり国民は信用しますので、ここは本当に、単なる金融庁の範囲外というようなことでなくて、積極的に他省庁の共済事業に關しても関与していく、そういう決意が必要だと思ふのであります。

その意味で、最後に大臣にそのあたりの決意を再度お伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○自見国務大臣 竹内議員から、大変適切な、御示唆に富んだ御質問だと私は思つてゐます。

規則の細目については関係省庁との間に共同省令を定める、それから具体的な規則の運用方法については金融庁が中心になつてガイドラインを作成するということをお願いしてゐます。

いずれにいたしましても、物事が起きるたびに何省の管轄だ、かに省の管轄だと言うわけでございませうけれども、やはり我々は、私は国務大臣でございますから、やはり政府は一体のものでございませうから、できるだけそういった批判をいたさないように、しっかりと自認、自戒をしながら、引き続き国民の信託にこたえて運用していきたい

というふうに思つておりますので、またいろいろな御指導をいただきたいと思います。

○竹内委員 どうもありがとうございます。終わります。

○石田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

この法案は、二〇〇五年の保険業法改正のときに活動をしていたしました自主共済、互助会の活動を継続できるようにすることが眼目であると思ひます。

まず確認をしておきたいんですが、健全に運営されてゐた団体の共済、互助会は、この法案によりまして原則として当時の制度設計どおりに継続できるようにする、このように考えてよろしいでしょうか。

○自見国務大臣 佐々木議員にお答えをさせていただきます。

今回の法令においては、保険契約者等の保護を図りつつ、共済事業を行つてゐた既存の団体が、当分の間、行政庁の認可を得て共済事業を行うことができるよう、一定の規制、監督の枠組みを設けたところでございます。したがつて、平成十七年度の保険業法改正時に共済事業を行つてゐた団体については、このような規制、監督の枠組みの中で事業の継続が可能になるというふうに考えております。

○佐々木憲昭委員 前回の改正によりまして廃業に追い込まれた団体というのは少なくありません。自主的に運営してきた共済、互助会、その活動を継続できるように対応したいと大臣は度々もこの場でお答えになつたんですが、実態はそうはならなかつた。PTA共済とか一部の知的障害者の団体など、多くの共済、互助会が継続を断念して廃業するという事態に追い込まれました。

例えば、知的障害を持つ子供の付き添ひ保護のための費用、これは保険会社も見ない、政府も支援しない、したがつてやむを得ず仲間同士で助け合つてきた、そういう活動。これを政府がこの法

律によつて事実上廃止に追い込むという事態が生まれたわけです。これは取り返しがつかないと私は思ひます。廃業した共済、互助会の復活というのは非常に困難でございます。

このことについて、政府自身の責任というものをごのよう感じてもらえるか、お答えいただけます。

○自見国務大臣 佐々木議員にお答えをいたします。

平成十七年度の保険業法の改正では、保険の契約者等の保護の観点から、特定の者を相手とする共済事業も原則として、御存じのように、保険業法の規制の対象とされたところでございます。他方、改正前から事業を行つてきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に直ちに適合することが容易でない団体が存在して、公益法人についても、新法人への移行後はそのままの形態では共済事業を継続することができない状況になつてゐるわけでございます。

以上を踏まえまして、契約者の保護を図りつつ、既存の団体の共済事業を可能とする法制を早期に整備する必要があると判断し、今さつきから申し上げておりますように、本法案を提出した次第でございます。

なお、既に廃業した団体であっても、一定の要件に該当すれば、認可特定保険業者として、改正時に行つてゐた特定保険業の範囲内で事業を行うことが可能であるというふうに考えております。

○佐々木憲昭委員 私は、この責任は非常に重いと思ふんですね。当時は、新保険業法というのは、オレンジ共済などの不正な団体を排除することを目的として導入するといふふうに説明をされてゐました。したがつて、もともと、相互扶助の精神、団体の自治で行われてゐる自主共済、互助会というのは自由な活動であつて、それを規制すること自体はそのときの法律の趣旨とは違ふものである、それは分けるべきであらうと思ふわけでありませう。

昨年の五月二十一日に院内で、共済の今日と未

来を考える懇話会、この集会がありまして、そこに参加した議員が次のように発言をいたしました。これは民主党議員でございませう、自主共済はとてども営利目的とは思へません、業としてではなく、まさに助け合いの精神で、本来であれば原点として国民の中にあるべきものです、そうした意味において適用除外として国会内外で運動されてゐるようですが、私の考えることは、本来、保険業法で定めるべきものは営利事業で営む者のみにすべきであり、日本国はそれ以外は自由に行つてよいというのが普通であります。

なかなかいい発言をされてゐるわけですが、和田政務官、この発言を覚えてゐますか。

○和田大臣政務官 御指名です。お答えしますが、私自身その場におつた記憶はちよつとないのですが、お聞きしております。

先ほど、竹内委員の御質疑にお答えいたしました、この数年間、いろいろな思いを各議員お持ちだと思ひますが、これから先の法改正によつて、今おつしやつたようなお気持ちをしつかりと政府としても受けとめてやつていく、そのことに尽きるかと思ひます。

○佐々木憲昭委員 これは和田政務官自身の発言なんです。よく思い出していただきたいと思ひます。

発言の内容は非常に大事なことでありまして、非常に重要な原理をお話しになつてゐるわけですから。今後、保険業法の規制対象は、やはり営利事業を営む者に限定する方向で検討するということが私は非常に重要だと思ふんですね。

この間、共済、互助会の多くは、新保険業法ができて以後、新規加入を扱えなくなる、あるいは扱われないで既存の準備金を取り崩す、そういうことで継続の道を探つてきたわけですが、非常に苦勞しながら、今度の法案というものは、こういう共済、互助会の多くの関係団体からやはり期待されてゐると私は思つております。

制度の詳細は今後定められる政省令にゆだねら

れておりますけれども、認可特定業者に移行をする場合、移行しようとしても負担が重過ぎて現実にはなかなか移行できないというのでは、これはものもくあみといえますか、そうなります。したがって、政省令を定める場合に、関係団体の意見を十分に聞く、無理のない内容に定めることが必要だと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○自見国務大臣 佐々木議員の御指摘でございます。本法案においては、各種の規制の細目については、今さっきから申し上げておりますが、政省令に委任されているところでございます。政省令の策定に当たりましては、関係団体からの意見の聴取や意見の公募等を行いながら、保険契約者等の保護の観点から、適切なものになるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○佐々木(憲)委員 次に、届け出書類の問題についてお聞きしたいと思います。特定保険業者の認可を受けるためには、たくさん資料を添付するというのが求められております。例えば、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書、二〇〇五年の法改正時点の事業の全部または一部と実質的に同一のものであることがわかるもの、こういう書類が義務づけられているわけです。

その理由について説明をしていただきたいというのと、それから、過大な負担になってしまいうのと、これはなかなか大変でありまして、できる限り、各共済団体が今整備している書類を活用できる、そのまま使える、こういうことを考える必要があると思いますけれども、これは実務的に和田政務官からお答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○和田大臣政務官 先ほどは自分の発言のことを忘れていて、失礼いたしました。今委員お尋ねの大きな方向性は共有させていただきまして、あとは、先ほど御説明したとおりですが、新しく法改正をした後、契約者の方々

に被害を与えないということだけは守らないといけませんので、その限りにおいて、今おっしゃったような方向性で検討してまいりたいと思います。

○佐々木(憲)委員 保険数理の適用についてお聞きします。二〇〇五年の改正保険業法の問題点の一つは、保険数理を一律に適用する、つまり保険業界と同じようにですね、そういう問題点がありました。保険の場合は、不特定多数の者に広く販売しておりますから、保険数理に基づく厳格な運営というのが求められると思います。

しかし、共済や互助会というのは、構成員の間の相互扶助が目的でありまして、団体の自治によつて運営をされております。保険数理の論理を参考にしながらも、過去の実績などをもとに、總會などの議決機関で運営方針を決めてやつてきた、これが基本でありました。その結果、この自主共済では、民間保険にはない還付割合を実現したり、あるいは柔軟な給付を行うということができたわけでありまして。

その意味で、民間保険の保険数理のみを判断基準とした場合には、どうしても、保険料、責任準備金は実態に即さないという事態が生まれるわけでありまして。この改正案も、「保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なもの」と定められております。こうなると、求められる保険数理の内容次第では、制度が継続できないというようなことも懸念されるわけです。

したがって、民間の保険会社に適用する保険数理の基準を認可特定保険業者にも機械的に適用するということになるのか、そうでなく、もう少しよつと実態に即したもので対応するようにするのか、この点、非常に大事な点なので、お聞きをしたいと思っております。

○森本政府参考人 お答えいたします。認可特定保険業者につきましても、保険契約者等の保護の観点から、例えば保険料の算出方法に

つきましては、将来にわたる保険金の支払い等に支障がない水準にする必要がございます。一方、認可特定保険業者は、特定の者を相手方として限定された商品を提供するという性格を持つておりますので、その実態を適切に勘案しつつ、制度共済の例等を参考にしながら適切な要求水準を定めていきたいというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 次に、保険計理人についてお聞きします。保険計理人というのは、専門性の高い職種でありまして、そのために人数もそれほど多くはありません。また、費用も大変高いと言われております。

保険計理人の関与を求める場合にはどの程度の関与を想定しているか。その関与はすべての認可特定保険業者を対象とするのか。保険計理人の選任については制度内容を踏まえて判断するとしておりますが、どのような基準を考えているのか。この点、お聞かせいただきたい。

○森本政府参考人 お答えいたします。今回の認可特定保険業者の制度では、保険計理人の関与につきまして、保険期間が長期で保険料積立金の積み立てを要するもの及び契約者配当を行うものに限りまして、保険数理の専門家である保険計理人の関与を義務づけることを予定しております。

一方、短期の保険契約のみを行います団体につきましては、要求される保険数理の難易度が必ずしも高くない、また、保険料の水準を更新の際には是正することが比較的容易であるといったことから、保険計理人の関与は義務づけない予定としております。

○佐々木(憲)委員 一般社団法人等への移行に関する負担の問題についてお聞きします。現在、任意団体として活動している場合は、新たに法人格を取得する必要があります。これまでどおりの制度内容を継続するためには、共済制度を包括移転するというに伴って、税負担、新

たな費用負担が発生しないように配慮するということが必要なことだと思っておりますが、事業規模に比べて多過ぎる負担が発生するような場合、負担を減免する特別な措置が必要ではないかと私は思いますので、その点はいかがでしょうか。

○自見国務大臣 御質問の点でございますが、いわゆる任意団体のうち、既存の長期の保険契約等を一般法人に移管する場合、保険契約の包括移転の手続が必要になってくるというふうに思っております。

今回の法案におきましては、今先生御指摘のとおり、包括移転の手続に伴う費用負担等については、共済事業の特性にかんがみ、一定の軽減措置を設けているところでございます。

○佐々木(憲)委員 負担が重くならないようにぜひお願いをしたい。それから、資産の運用ですけれども、保険料として受け取った金銭その他の資産を運用するには、有価証券の取得その他の主務省令で定める方法によらなければならない、こうなっております。その理由は何か、資産運用の範囲をどのように考えているか、お答えをいただきたい。

○森本政府参考人 お答えいたします。認可特定保険業者の資産運用と申しますのは、保険会社と同様でございますが、将来の保険金の支払いに充てる財源の確保のために行うものでございまして、安全性と有利性が求められるわけでございます。

具体的な資産の運用方法につきましては、主務省令で定める予定でございますが、省令におきましては、原則として、従うべき運用方法を列挙しつつ、行政庁の承認を受けた場合には、それ以外の方法による運用も可能にする旨の規定を定めることとしております。

具体的な運用範囲につきましては、制度共済の例等も参考にしながら今後検討することとしておりますが、例えば、預貯金や国債、地方債等、償還確実性や換金可能性等の観点から適切な範囲を

定めたいと考えております。

○佐々木(憲)委員 主務省令で定める方法により、責任準備金、支払い準備金、価格変動準備金を積み立てなければならない、こうなっています。が、その算出方法はどのように考えているのでしょうか。

○森本政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の責任準備金等については、でございますが、これも、保険契約に基づく将来の保険債務の履行に支障を来さないようにすることが重要でございまして、そうした目的が果たせるような積み立てが求められるというものでございます。

具体的な算出方法につきましては、主務省令で規定することとしておりますが、関係省庁とも相談しながら、認可特定保険業者の実態に合いますように、主要制度共済の例等も参考にしながら適切な水準を定めてまいりたいと考えております。

○佐々木(憲)委員 健全性の基準として、財産的基礎、人的構成というのが挙げられておりますが、それはどういう基準ですか。

○森本政府参考人 お答えいたします。

認可特定保険業者が備えるべき財産的基礎につきましては、主務省令におきまして、純資産額が一定額以上であること、また、仮に純資産額が一定額に満たない場合におきましても、改善計画の履行によりまして合理的期間内に達成することが見込まれることを要件として定めることを考えております。

また、人的構成につきましては、認可特定保険事業の内容に応じて個別に確認していく必要がございますが、例えば、各部門に必要な人員が配置されているのか、また、必要となる業務経験者等能力を有する者が配置されているかといった点について確認していくことを考えております。

○佐々木(憲)委員 いろいろな規制の内容が盛り込まれておりますが、もともと、自主共済、互助会というのは、自主的なものであり、自治に基づく運営を行ってきたわけでありまして、何かがんじがらめに一々チェックするというようなこと

になると、かえって本来の性格が変わってしまうというふうに思います。

大臣、そういう自主的なものの、健全な運営を行ってきたものをしっかりと継続できるように、負担がそれほど重くならないようにちゃんと対応していく、これは基本だと思えますけれども、ここで大臣の基本的な考え方を聞かせただきたい。

○自見国務大臣 先生が今さっきからずっと御指摘のとおり、平成十七年の改正前は、御存じのように、保険業法の対象は、不特定の者を相手方として保険の引き受けを行う保険業でございまして、もう一つ、今先生が御発言されたように、任意団体等で、自治というような言葉も使われましてけれども、特定の者を相手にして保険業に類似した事業を行っていたものについては、当時、よく御存じのように、法規制やら監督官庁がなかったわけでございます。そういった中で、マルチ商法だとかあるいは支払いに対する備えがないとか、オレンジ共済の話も出ておりましたけれども、そういったことを踏まえてこの法律をつくらせていただいたわけでございます。

この安全性、利用者の安全あるいは利用者の保護と同時に財政的基盤、そしてその中でどういった創意工夫をきちんとやっていくのかということ、は、当然、公権力でございします金融庁も、いろいろ検査監督をさせていただき限りでございますけれども、そういった基本的な精神を大事にしなからしめていきたいと思いますというふうに思っております。

○佐々木(憲)委員 法案に対する修正案も準備をされておりますが、「適当な時期」というのを五年をめぐらしてというふうにしております。

適当な時期といつても、あるいは五年間といつても、ある程度期限を切るということになりますと、その後どうなるのかという話になりますね。共済事業者、またこの新保険業法の適用をその後求めるというふうになれば、また同じ事態になりますから、やはり対応を改善することが大事だ

というふうに思います。

政務官が野党時代に発言したように、本来、保険業法で定めるべきものは営利事業で営むものにするべきであって、それ以外は自由に行つてよいというのが普通である。私は非常にこの言葉に感動しているわけですが、私も、非営利で助け合いの事業を行ってきた共済、互助会が、自由に活動できるようにするというのが本来大事なことだと思います。

大臣、将来の方向としてそういう方向が望ましいというふうに私は思いますが、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○自見国務大臣 佐々木議員いろいろ御指摘でございますが、共済事業の将来的な位置づけを検討するに当たっては、今後の認可特定保険業者の業務及び財務の状況や、今回の法案による規制、監督の枠組みが契約者保護に欠けることがないかなどを関係省庁と連携を図りながら見きわめていく必要がある、こう思っております。現時点においては、本当に先生の意見もしっかりと踏まえさせていただきましても、そういった方向性については、行政府としては確たることは申し上げられないというところが私の答弁でございます。

○佐々木(憲)委員 団体の自治、それからお互いに助け合う、これを尊重するというのが基本精神でなければならぬと私は思っています。もちろん、オレンジ共済などのそれは、しっかりと取り締まるというのは大事なことでございますけれども、これをしっかりと区別するというところであります。

それから、最後にもう一つお聞きしますけれども、今は既存の団体を対象として、つまり継続でできるということですが、新しく、例えば知的障害者の団体が互助会を立ち上げたい、国の制度も非常に貧弱で、民間の保険にも入れない、そういう人たちが共同して、親たちが互助活動を始める、みずから始めるしかない、こういうことがあると思うんです。ですから、新しくそういう活動を始める場合に、この互助精神、相互扶助の

そういう活動について、やはりこれは障害を設けるような、それができなくなるようなことはやってはならないと思いますが、その辺の大臣の認識をお聞かせしたいと思います。

○自見国務大臣 佐々木議員が申されましたように、新規の団体の扱いをどうするかということをも含めて、共済事業の将来的な位置づけについては、既存の団体が行う共済事業の運営状況や、あるいは制度共済、御存じのように、PTAだとかJAだとか全労済とかいろいろあるわけでございますけれども、そういったところの整備状況等を見きわめた上で検討していく必要があるというふうに思っております。

○佐々木(憲)委員 保険業というのは、不特定多数を対象にして、営利を目的に活動するというのが保険業であると。したがって、特定の目的のために集まったそういう方々の団体、その団体の中のお互いの助け合いというのは全く性格が違うものでありますから、これはやはり切り離して、そういう自治などを尊重してやっていけるようにする、これは非常に大事なことでございまして私に思っております。

将来の検討課題ということでありますが、今大臣もおっしゃいましたが、やはりそういう方向をしっかりと目指す、このことが大事だと思いますが、最後に、政務官でも大臣でもどちらでもよろしいですけれども、お答えをいただきたい。

○和田大臣政務官 機会をいただきましたありがとうございます。

私、自分でその当時お話しした内容を今思い起こしておりますけれども、実際に、法律というのは、国民の皆様方が生活しやすくするためにつくるものでございしますので、委員御指摘の趣旨を十分踏まえて活動してまいりたいと思っております。

○佐々木(憲)委員 終わります。ありがとうございます。

○石田委員長 この際、本案に対し、大串博志君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。竹内議員。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○竹内委員 それでは、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案についての趣旨説明を行わせていただきます。

ただいま議題となりました保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府が提出している改正案は、この法律に規定する特定保険業に係る制度についての見直しを「施行後適当な時期」に行うこととしておりますが、時期が特定されていないため、適切な時期に適切な検討がなされず、必要な措置が講ぜられないおそれがあります。

そこで、本修正案は、この法律に規定する特定保険業に係る制度についての見直しの期日を明確にする観点から、これを、「施行後適当な時期」から「施行後五年を目途」に改めるものであります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○石田委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○石田委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石田委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十五分散会

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

法律第三十八号の一部を次のように改正する。附則第二条の見出しを「(特定保険業を行つていた一般社団法人等に関する特例)」に改め、同条第一項中「施行の」を「公布の」に、「行つて」を「ある」に改め、同条各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までの間を「行つて」した者当該者と密接な関係を有する者として主務省令で定める者を含む。」に、「引き続き特定保険業」を「当分の間、行

政府の認可を受けて、当該特定保険業」に改め、同項各号を削る。

附則第二条第四項中「特定保険業者」を「認可取消業者」に、「内閣総理大臣」を「行政庁」に、「第一項各号に掲げる場合」に「当該各号に定める」を「第二項の認可を取り消された」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「この法律の施行の際現に特定保険業を行つて」る者前項に規定する者及び附則第五条第一項各号に掲げる者並びに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を除く。以下「特定保険業者」という。は、第一項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日後においては、当該各号に定める」を「附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百三十三条又は第二百七十二条の二十七の規定により第一項の認可を取り消された者(次項及び第十二項において「認可取消業者」という。は、当該認可を取り消された」に、「若しくは少額短期保険業者」を「少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二項中「前項」を「新保険業法第三条第一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第一項の次に次の七項を加える。

- 一 名称
- 二 純資産額として主務省令で定める方法により算定される額
- 三 理事及び監事の氏名
- 四 特定保険業以外の業務を行うときは、その業務の所在
- 五 事務所の所在地
- 六 前項の申請書には、次に掲げる書類その他主務省令で定める書類を添付しなければならない
- 七 一定款

- 二 事業方法書
- 三 普通保険約款
- 四 保険料及び責任準備金の算出方法書
- 五 第七項第二号の基準に適合することを明らかにするために必要な事項として主務省令で定める事項を記載した書類

新保険業法第四条第三項の規定は、前項の規定による同項第一号の定款の添付について準用する。この場合において、同条第三項中「内閣府令」とあるのは、「主務省令」と読み替へるものとする。

第三項第一号に掲げる書類(前項において読み替へて準用する新保険業法第四条第三項に規定する電磁的記録を含む。)には、事務所(特定保険業に係る業務を行うものに限る。)の所在地を記載し、又は記録しなければならない。

第三項第二号から第四号までに掲げる書類には、主務省令で定める事項を記載しなければならない。

行政庁は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認可をするものとする。この場合において、当該認可を受ける者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人であるときは、当該認可は、整備法第六十六条第一項(整備法第二百一十一条第一項において読み替へて準用する場合を含む。)の登記をした日にその効力を生ずるものとする。

当該申請をした者(以下この項において「申請者」という。)が一般社団法人又は一般財団法人であつて次のいずれにも該当しないこと。

イ 定款の規定が法令に適合しない一般社団法人又は一般財団法人

ロ 理事会を置かない一般社団法人

ハ 附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三条又は第二百七十二条の二十七の規定により第一項の認可を取り消された一般社団法人又は一般財団法人

二 この法律、新保険業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人

ホ 理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団法人又は一般財団法人

- (1) この法律、新保険業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法明治四十年法律第四十五号若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱いされている者
- (3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(4) 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）が、新保険業法第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により新保険業法第三條第一項の免許を取り消され、新保険業法第百二十五条若しくは第二百六条の規定により新保険業法第百八十五条第一項の免許を取り消され、新保険業法第百三十一條若しくは第二百三十二条の規定により新保険業法第百二十九条第一項の免許を取り消され、新保険業法第百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により新保険業法第百七十二條第一項の登録を取り消され、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号。以下「平成二十二年改正法」という。）による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第百七十二條の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられ、若しくは新保険業法第百三十七條第一項の規定により新保険業法第百七十六條若しくは第二百八十六條の登録を取り消された場合又はこの法律若しくは新保険業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは当該外国において行われている同種類の事業の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は廃止を命ぜられた日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表者若しくは管理人又は日本における代表者であつた者（これらに類する役職にあつた者を含む。）で、その取消し又は廃止を命ぜられた日から五年を経過しない者

(5) 新保険業法第百三十七條第一項の規定により新保険業法第百七十六條若しくは第二百八十六條の登録を取り消され、又は新保険業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された者で、その取消しの日から五年を経過しない者

(6) 新保険業法第百三十三條の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、新保険業法第百二十五條若しくは第二百三十一條の規定により解任を命ぜられた日本における代表者、新保険業法第百七十二條の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第百七十二條の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）又はこの法律若しくは新保険業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは日本における代表者（これらに類する役職にあつた者を含む。）で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(7) 認可特定保険業者（第一項の認可を受けて特定保険業を行う者をいう。以下同じ。）が、附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三條又は第二百七十二条の二十七の規定により第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日から三十日以内にその認可特定保険業者の理事又は監事であつた者

(8) 附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三條の規定により解任を命ぜられた理事又は監事

(9) 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）が、平成二十二年改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第百七十二條の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた場合において、その廃止を命ぜられた日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表者又は管理人であつた者（これらに類する役職にあつた者を含む。）

(10) 平成二十二年改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第百七十二條の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）

へ 少額短期保険業者

二 申請者の行う特定保険業が、この法律の公布の際現に当該申請者又は当該申請者と密接な関係を有する者として主務省令で定める者が行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められること。

三 申請者が、特定保険業を的確に遂行するために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有すること。

四 申請者が、特定保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有すること。

五 他に行う業務が特定保険業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認め

められないものであること。

六 第三項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ハ その他主務省令で定める基準

七 第三項第四号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

ロ その他主務省令で定める基準

八 前各号に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護のために必要な基準として主務省令で定める基準

8 認可特定保険業者に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第六十五条第一項第三号(同法第一百七十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「保険業法(平成七年法律第五十五号)、保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律

第三十八号)、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第号)、この法律」とする。

附則第二条に次の二項を加える。

12 前項の規定により第一項の認可を取り消された日以前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う認可取消業者(次項において「保険契約管理業者」という。)は、認可特定保険業者とみなして、附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十二条第一項、第百三十三条(第二号を除く。)、第二百七十二条の二十二、第二百七十二条の二十三及び第二百七十二条の二十七の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、附則第四条第十一項において読み替えて準用する新保険業法第二編第七章第一節(第百三十八条を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、附則第四条第十二項において読み替えて準用する新保険業法第百四十二条の規定、附則第四条第十三項の規定、同条第十四項において読み替えて準用する新保険業法第二編第七章第三節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、同条第十五項の規定、同条第十七項において読み替えて準用する新保険業法第百六十七條第二項第二号及び第三項を除く。)の規定並びに附則第四条第十八項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

業務の廃止

附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三条の前の見出し	認可の取消し
附則第四条第一項及び、同項第三号	又は同項第三号

第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三条各号列記以外の部分

附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三条第一号

附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三条第二号

十七

附則第四条第十二項において読み替えて準用する新保険業法第百四十二条

13

保険契約管理業者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 特定保険業を廃止したとき その保険契約管理業者

二 合併により消滅したとき その保険契約管理業者の代表理事その他の代表者であつた者

三 破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

五 すべての保険契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡したとき その

とき又は不正の手段により同条第一項の認可を受けたとき

同項の認可を取り消す

法令

処分又は平成十七年改正法附則第二条第三項各号(第五号を除く。)に掲げる書類に定め

平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消す

業務の廃止を命ずる

特定保険業(保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。)に係る事業

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条 新保険業法第二編第七章第一節(第百三十八條、第百四十條第二項及び第百四十一條を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)

は、この法律の公布の際現に特定保険業を行つていた者(一般社団法人又は一般財団法人である者を除く。)

が、認可特定保険業者に保険契約の移転を行う場合について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

移転先会社	移転先法人
移転会社	移転業者
内閣府令	主務省令
内閣総理大臣	行政庁

2 前項の規定により新保険業法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十五条第一項	この法律	この法律及び保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)
第百三十五条第二項	公告	公告又は通知
第百三十六条第一項	移転会社及び移転先会社(外国保険会社等を除く。)	移転先法人
	株主総会又は社員総会(総代会を設けているときは、総代会)(以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。)	社員総会又は評議員会
第百三十六条第二項	会社法第三百九条第二項(株主総会の決議)に定める決議又は第六十二条第二項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項(社員総会の決議)又は第百八十九条第二項(評議員会の決議)
第百三十六条第三項	移転会社及び移転先会社	移転先法人
	会社法第二百九十九条第一項(株主総会の招集の通知)(第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する場合を含む。)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第二項(社員総会の招集の通知)又は第百八十二条第一項(評議員会の招集の通知)
第百三十六条の二第一項	取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)	役員(法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。)
	前条第一項の株主総会等の会日の二週間前	第百三十五条第一項の契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。)の作成日
	公告	公告又は通知
	第百三十五条第一項の契約に係る契約書	移転契約書
第百三十六条の二第二項	移転会社の株主又は保険契約者	移転対象契約者
	その営業時間	移転業者の営業時間

第百三十七条第一項	決議をした	決議があつた
第百三十七条第二項及び第四項	公告しなければ	官報に公告し、又は移転対象契約者に対して各別に通知しなければ
第百三十九条第二項	公告	公告又は通知
第百四十条第一項	どうか	どうか(移転先法人が当該保険契約の移転を受ける前に特定保険業(平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。)を行っている認可特定保険業者である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するかどうか及び当該保険契約の移転に係る特定保険業が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先法人の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか)
第百四十条第三項	公告	官報に公告
	公告が当該会社の公告方法として定める時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法により	公告が
第百三十三条第一項各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	役員(法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。)
第百三十三条第一項第四号	この法律若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第三条第一項において準用する場合を含む。若しくは
第百三十三条第一項第六号及び第十号	この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第三条第一項において準用する場合を含む。又は
第百三十三条第一項第十三号及び第四十五号	及び第二百七十二條の二十九号において	、第二百七十二條の二十九及び平成十七年改正法附則第三条第一項において

第百一条第二	この法律	保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)
第百十條第一項	中間業務報告書及び業務報告書	業務報告書
第百十一條第一項	本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所	その事務所(専ら特定保険業(平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下同じ。))以外の業務の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。第四項において同じ。)
第百十一條第四項	公衆 本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣	保険契約者(保険契約の相手方となることができる者を含む。以下この条において同じ。)
	事務所	

[illegible]

第百二十四条第二号	基準		基準及び当該書類に定めた事項の変更後に行う特定保険業が当該書類に定めた事項の変更前に行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであること。
	第四条第二項第四号	平成十七年改正法附則第二条第三項第四号	
	第五条第一項第四号イからハまで	同条第七項第七号イ及びロ	
	第四条第二項第二号	平成十七年改正法附則第二条第三項第二号	
	子会社等	子会社等(子会社(平成十七年改正法附則第四条第五項に規定する子会社をいう。第二百七十二条の二十二第二項において同じ。))その他の当該認可特定保険業者と主務省令で定める特殊の関係のある者をいう。)	
第百三十二条第二項	内閣府令・財務省令	主務省令	
第百三十三条の前の見出し	免許	認可	
第百三十三条各号列記以外の部分	ときは	とき、平成十七年改正法附則第二条第七項第一号イ、ロ、ニ若しくはホに該当することとなったとき、同項第三号若しくは第四号に掲げる基準に適合しなくなったとき又は不正の手段により同条第一項の認可を受けたときは	
	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	理事若しくは監事	
第百三十三条第一号	第三条第一項の免許 第四条第二項各号	同項の認可 平成十七年改正法附則第二条第三項各号(第五号を除く。)	
第百三十三条第二号	免許	認可	

第二百七十二条の十一第一項	少額短期保険業及びこれに付随する業務	特定保険業及びこれに附帯する業務並びに保険代理業(保険会社その他これに準ずる者として主務省令で定める者の業務の代理又は事務の代行(保険募集その他の主務省令で定めるものに限る。)をいう。)
第二百七十二条の十一第二項	ただし、少額短期保険業に関連する業務として内閣府令で定める業務で認められるもの	ただし認められる業務
第二百七十二条の十一第三項	登録	認可
第二百七十二条の二十一第一項第一号	少額短期保険業	平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を受けて特定保険業(引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理に係る業務を除く。)
第二百七十二条の二十一第一項第四号	定款	他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款
第二百七十二条の二十一第一項第六号	その他内閣府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)	保険代理店(認可特定保険業者の委託を受けて、当該認可特定保険業者のために保険募集を行う者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。))であつて、当該認可特定保険業者の社員又は役員若しくは使用人でないものをいう。の設置又は廃止をしようとするときその他主務省令
第二百七十二条の二十一第七号	第二百七十二条第一項の登録	平成十七年改正法附則第二条第一項の認可
第二百十五号第四号	第二百七十二条の九	第二百七十二条の九(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第二百十六号第二号	、第二百三十三号	若しくは第二百三十三号(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第二百十七号第一号	第百九十九条において	第百九十九条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において

第三百十七条第一号の二	第百十一条第一項(第百九十九条及び第二百七十二条の十七)において を公衆	第百十一条第一項(第百九十九条、第二百七十二条の十七及び平成十七年改正法附則第四条第一項において を公衆若しくは保険契約者(保険契約の相手方となることができる者を含む。以下この号において同じ。)
第三百十七条第二号	第百十一条第四項(第百九十九条及び第二百七十二条の十七)において 第百十一条第三項(第百九十九条、第二百七十二条の十七及び平成十七年改正法附則第四条第一項 不特定多数の者若しくは保険契約者、公衆	第百十一条第四項(第百九十九条、第二百七十二条の十七及び平成十七年改正法附則第四条第一項において 第百十一条第三項(第百九十九条、第二百七十二条の十七及び平成十七年改正法附則第四条第一項 不特定多数の者若しくは保険契約者、公衆若しくは保険契約者
第三百十七条第三号	第二百七十二条の二十三第一項若しくは第二項	第二百七十二条の二十三第一項若しくは第二項(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第三百二十一条第一項第一号	第三百十六条第一号から第三号まで	第三百十六条第一号、第二号(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)、第三号
第三百二十一条第一項第二号	第三百十七条第一号から第三号まで	第三百十七条第一号から第三号まで(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第三百二十一条第一項第四号	第三百十五号(第五号を除く)	第三百十五号(第五号を除き、平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む)
第三百三十三条第一項各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	役員

第三百三十三条第一項第十号	この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。又は
第三百三十三条第一項第十二号	及び第二百七十二条の十八において	、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
第三百三十三条第一項第三十号	第二百七十二条の十一第二項	第二百七十二条の十一第二項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第三百三十三条第一項第三十一号	第二百七十二条の十三第二項	第二百七十二条の十三第二項及び平成十七年改正法附則第四条第一項
第三百三十三条第一項第三十六号	及び第二百七十二条の十八において	、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
第三百三十三条第一項第三十七号	第百九十九条において	第百九十九条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
第三百三十三条第一項第三十八号	同項各号	第百十八条第二項各号
第三百三十三条第一項第三十九号	及び第二百七十二条の十八において	、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
第三百三十三条第一項第四十号	同項	第百二十条第三項
第三百三十三条第一項第四十一号	及び第二百七十二条の十八において	、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
第三百三十三条第一項第四十三号	第百三十二条第一項	第百三十二条第一項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第三百三十三条第一項第四十四号	第二百七条において	第二百七条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
第三百三十三条第一項	第二百二十三条第二項(第二百七条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において	第百二十三条第二項(第二百七条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第三百三十三条第一項	第二百七十二条の二十一第一項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)	第二百七十二条の二十一第一項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第三百三十三条第一項	第百三十一条	第百三十一条(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)

3 認可特定保険業者が前二項において読み替えて準用する新保険業法第二百三十三條又は第二百七十二條の二十七の規定により附則第二条第一項の認可を取り消され、又は当該認可特定保険業者の理事若しくは監事の解任を命ぜられた場合における新保険業法第二百七十二條の四第一項、第二百七十二條の三十三第一項及び第二百七十二條の三十七第一項の規定の適用については、新保険業法第二百七十二條の四第一項第十号ハ中「若しくは第三百七十七條第一項」とあるのは「第三百七十七條第一項」と、「登録を取り消された」とあるのは「登録を取り消され、若しくは保険業法等の一部を改正する法律平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第四条第一項において準用する第二百三十三條若しくは第二百七十二條の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消された」と、「その会社」とあるのは「その法人」と、「若しくは監査役」とあるのは「監査役、理事若しくは監事」と、同号ホ中「第二百三十三條」とあるのは「第二百三十三條（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）」と、「若しくは監査役、第二百二十五條」とあるのは「監査役、理事若しくは監事、第二百二十五條」と、新保険業法第二百七十二條の三十三第一項第一号ハ（1）中「若しくは第三百七十七條第一項」とあるのは「第三百七十七條第一項」と、「登録を取り消された」とあるのは「登録を取り消され、若しくは平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する第二百三十三條若しくは第二百七十二條の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消された」と、同号ハ（3）及び同項第二号ハ中「第二百七十二條の四第一項第十号イ」とあるのは「平成十七年改正法附則第一条第三号中「第二百七十二條の三十三第一項第一号ハ」とあるのは「平成十七年改正法附則第

4 認可特定保険業者は、子会社を保有してはならない。ただし、行政庁が、認可特定保険業者による子会社の保有について、当該認可特定保険業者の行う特定保険業の健全かつ適切な運営又は保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に資するものと認めて、これを承認したときは、この限りでない。

5 前項の「子会社」とは、法人がその総株主等の議決権（新保険業法第二条第十一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社は、当該法人の子会社とみなす。

6 認可特定保険業者は、特定保険業（これに附帯する業務及び保険代理業（第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十二條の十一第一項に規定する保険代理業をいう。）を含む。次項において同じ。）に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならない。

7 認可特定保険業者は、特定保険業に係る会計に関し次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行政庁の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 特定保険業に係る会計から他の業務に係る会計へ資金を運用すること。

二 特定保険業に係る会計に属する資産を担保に供して他の業務に係る会計に属する資金を調達すること。

三 前二号に掲げるもののほか、特定保険業の健全かつ適切な運営に支障が生ずるおそれがある行為として主務省令で定める行為を行うこと。

8 認可特定保険業者の目的、事務所（特定保険業に係る業務を行うものに限る。）の所在地その他特定保険業に関する事項に係る定款の変更についての社員総会又は評議員会の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

9 行政庁は、前項の認可の申請があつた場合において、当該認可の申請に係る定款の変更後に行う特定保険業が、当該定款の変更前に行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められないときは、当該認可をしてはならない。

10 行政庁は、認可特定保険業者に係る次に掲げる額を用いて、認可特定保険業者の経営の健全性を判断するための基準として保険金等（保険金、返戻金その他の給付金をいう。）の支払能力

の充実の状況が適當であるかどうかの基準を定めることができる。

一 基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十一条に規定する基金をいう。第十九項において同じ。）準備金その他の主務省令で定めるものの額の合計額

二 引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として主務省令で定めるところにより計算した額

11 新保険業法第二編第七章第一節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

この法律		この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）
外国保険会社等	外国保険会社等、少額短期保険業者及び認可特定保険業者	外国保険会社等、少額短期保険業者及び認可特定保険業者
公告	公告又は通知	公告又は通知
又は社員総会	社員総会	社員総会
総代会	総代会又は評議員会	総代会又は評議員会
又は第六十二条第二項	第六十二条第二項	第六十二条第二項
によらなければならない	又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項（社員総会の決議）若しくは第百八十九条第二項（評議員会の決議）に定める決議によらなければならない	又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項（社員総会の招集の通知）若しくは第百八十二条第一項（評議員会の招集の通知）
含む。）	含む。）又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項（社員総会の招集の通知）若しくは第百八十二条第一項（評議員会の招集の通知）	含む。）又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項（社員総会の招集の通知）若しくは第百八十二条第一項（評議員会の招集の通知）

第百三十七条第二項	公告	公告又は通知
	内閣府令	主務省令
	内閣府令	主務省令
	公告しなれば	公告し、又は移転対象契約者に各別に通知しなければならない。この場合において、当該移転業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一条第一項第四号(公告方法)に掲げる方法により行う旨を定款で定めているときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でしなれば
	公告又は通知	公告又は通知
第百三十七条第四項	公告	公告又は通知
第百三十七条第五項	内閣府令	主務省令
第百三十九条第一項	内閣府令	主務省令
第百三十九条第二項	内閣府令	主務省令
第百四十条第一項	内閣府令	主務省令
	内閣府令	主務省令
	内閣府令	主務省令
	内閣府令	主務省令
	内閣府令	主務省令

第百三十三条第一項	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	役員
	この法律若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十一項において準用する場合を含む)若しくは
	この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十一項において準用する場合を含む)又は
	内閣府令	主務省令
	この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十一項において準用する場合を含む)又は
第百三十三条第一項	及び第二百七十二條の二十九	、第二百七十二條の二十九及び平成十七年改正法附則第四条第十一項において
第百三十三條第一項	及び第二百七十二條の二十九	、第二百七十二條の二十九及び平成十七年改正法附則第四条第十一項において
第百三十三條第一項	及び第二百七十二條の二十九	、第二百七十二條の二十九及び平成十七年改正法附則第四条第十一項において
第百三十三條第一項	及び第二百七十二條の二十九	、第二百七十二條の二十九及び平成十七年改正法附則第四条第十一項において
第百三十三條第一項	及び第二百七十二條の二十九	、第二百七十二條の二十九及び平成十七年改正法附則第四条第十一項において

第百四十二條第一項	新保業法第百四十二條の規定は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、同条中「内閣府令で定めるものを除き、内閣府令で定めるものは、行政庁」と読み替えるものとする。	当該認可特定保険業者の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められないときは、当該認可をしてはならない。
	行政庁は、前項において読み替えて準用する新保業法第百四十二條の認可の申請があつた場合(当該認可の申請に係る事業の譲受けを行う者が認可特定保険業者である場合に限る。)において、当該事業の譲受けに係る特定保険業が、当該事業の譲受け前に	新保業法第二編第七章第三節の規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
	行政庁は、前項において読み替えて準用する新保業法第百四十二條の認可の申請があつた場合(当該認可の申請に係る事業の譲受けを行う者が認可特定保険業者である場合に限る。)において、当該事業の譲受けに係る特定保険業が、当該事業の譲受け前に	新保業法第二編第七章第三節の規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
	行政庁は、前項において読み替えて準用する新保業法第百四十二條の認可の申請があつた場合(当該認可の申請に係る事業の譲受けを行う者が認可特定保険業者である場合に限る。)において、当該事業の譲受けに係る特定保険業が、当該事業の譲受け前に	新保業法第二編第七章第三節の規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
	行政庁は、前項において読み替えて準用する新保業法第百四十二條の認可の申請があつた場合(当該認可の申請に係る事業の譲受けを行う者が認可特定保険業者である場合に限る。)において、当該事業の譲受けに係る特定保険業が、当該事業の譲受け前に	新保業法第二編第七章第三節の規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
第百四十四條第二項	この法律	この法律及び保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)
第百四十四條第二項	外国保険会社等(内閣府令で定めるものを除く。)	外国保険会社等(主務省令で定めるものを除く。)、少額短期保険業者及び認可特定保険業者
第百四十四條第二項	委託会社	委託業者

第百四十四条第三項	株主總會等	株主總會等(株主總會、社員總會(總代会)を設けているときは、總代会)又は評議員会をいう。以下同じ。)
又は第六十二条第二項		、第六十二条第二項に定める決議又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項(社員總會の決議)若しくは第百八十九条第二項評議員会の決議)
第百四十四条第四項	第百三十六条第三項	平成十七年改正法附則第四条第十一項において準用する第百三十六条第三項
第百四十五条	内閣総理大臣	行政庁
第百四十六條第一項及び第二項	委託会社	委託業者
第百四十六條第三項	商業登記法第十八条、第十九条(申請書の添付書面)及び第四十六条(添付書面の通則)(これらの規定を第六十七条において準用する場合を含む。)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百七条(添付書面の通則)並びに第三百三十条(商業登記法の準用)において準用する商業登記法第十八条及び第十九条(申請書の添付書面)
第百四十七條及び第百四十八條第一項	委託会社	委託業者
第百四十八條第三項	保険業法第百四十四條第二項	保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第四条第十四項において準用する保険業法第百四十四條第二項
第百四十八條第四項	委託会社	委託業者
	委託会社	委託業者
	保険業法第百四十四條第一項	保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第四条第十四項において準用する保険業法第百四十四條第一項
第百四十九條第一項	委託会社	委託業者
第百四十九條第二項	内閣総理大臣	行政庁

第百五十條第一項	委託会社	委託業者
第三百三十三條第一項	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	役員
第三百三十三條第一項第三号	この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十四項において準用する場合を含む。)又は
第三百三十三條第一項第四号	この法律若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十四項において準用する場合を含む。)若しくは

15	認可特定保険業者が前項において読み替えて準用する新保険業法第百四十四條第一項の規定により他の認可特定保険業者にその業務及び財産の管理の委託を行う場合において、前項において読み替えて準用する新保険業法第百四十五條第一項の認可を受けたときは、当該他の認可特定保険業者は、当該管理の委託に係る業務を行うことにつき第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百七十二条の十一第二項ただし書の承認を受けたものとみなす。	17 新保険業法第百五十二條第一項、第百五十三条(第二項第一号を除く。)、第百五十四條、第百六十五條の二十三から第百六十七條(第二項第二号及び第三項を除く。)まで、第百七十条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)、第百七十四條(第二項及び第四項を除く。)、及び第百七十五條から第百七十九條までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
16	認可特定保険業者は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定にかかわらず、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併して認可特定保険業者を設立する合併をすることができ	

第百五十二條第二項	会社法第四百七十一條	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八條及び第二百二條第一項
	同条中「次に」とあるのは、「第三号」	同法第百四十八條中「次に」とあるのは「第三号から第七号までに」と、同法第二百二條第一項中「次に」とあるのは「第三号」

第百五十三条第二項及び第二項	内閣総理大臣	行政庁
	内閣総理大臣	行政庁
第百五十三条第三項	株式会社及び第六十三条第一項の定款の定めをしている相互会社に限る	保険契約者が社員のみである一般社団法人を除く
第百五十四条	内閣府令	主務省令
第百六十五条の二十三	会社法第七百四十八条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十二条
第百六十五条の二十四	会社又は合併により設立する会社が保険業を営む株式会社	一般社団法人又は一般財団法人が認可特定保険業者
	同法第七百八十二条第一項、第七百九十四条第一項(吸収合併契約等)に関する書面等の備置き及び閲覧等	同法第二百四十六条第一項及び第二百五十条第一項(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)
第百六十五条の二十四第一項	内閣府令	主務省令
第百六十五条の二十四第二項	会社法第七百四十八条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十二条
	会社又は合併により設立する会社が保険業を営む株式会社	一般社団法人又は一般財団法人が認可特定保険業者
第百六十五条の二十四第三項	会社法合併会社	合併認可特定保険業者
	会社法合併会社	合併認可特定保険業者
第百六十五条の二十四第四項	を官報及び	について、官報に公告するほか、
	により公告しなければ	(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第一項第二号又は第三号(公告方法)に掲げる方法とその公告方法として定めている場合に限る。)により公告し、又は知れている債権者に各別に催告しなければ

第百六十五条の二十四第二項第二号	会社又は合併により設立する会社	法人
第百六十五条の二十四第二項第三号	内閣府令	主務省令
第百六十五条の二十四第二項第四号	会社法合併会社	合併認可特定保険業者
第百六十五条の二十四第二項第五号	内閣府令	主務省令
第百六十五条の二十四第四項	会社法合併会社	合併認可特定保険業者
第百六十五条の二十四第六項	内閣府令	主務省令
第百六十五条の二十四第九項	会社法第七百八十九条、第七百九十九条及び第八百十条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条及び第二百五十二条
第百六十六條第一項	会社法合併会社	合併認可特定保険業者
	保険会社等又は合併により設立する保険会社等	認可特定保険業者
第百六十六條第二項	内閣府令	主務省令
	第百六十五條の七(第百六十五條の十二において準用する場合を含む。)、第百六十五條の十七第二項(第百六十五條の二十において準用する場合を含む。又は前条第二項)	前条第二項
第百六十六條第二項	保険会社等又は合併により設立する保険会社等	認可特定保険業者
第百六十五條の七(第百六十五條の十二において準用する場合を含む。)、第百六十五條の十七(第百六十五條の二十において準用する場合を含む。又は前条)	前条	前条
内閣府令	主務省令	主務省令

第百六十六條第三項各号 列記以外の部分	保険会社等又は合併により設立する保険会社等の株主	認可特定保険業者の社員、評議員
第百六十六條第三項第三号	保険会社等又は合併により設立する保険会社等の定めた内閣府令	認可特定保険業者の定めた主務省令
第百六十六條第三項第四号	保険会社等又は合併により設立する保険会社等	認可特定保険業者
第百六十七條第一項	保険会社等が合併後存続する場合又は保険会社等を合併により設立する	認可特定保険業者が合併後存続する
第百六十七條第二項各号 列記以外の部分	内閣総理大臣 内閣府令 行政庁 行政庁 どうか	行政庁 行政庁 行政庁 行政庁 どうか及び合併後存続する認可特定保険業者の行う特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。）が当該合併前に当該認可特定保険業者の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか
第百六十七條第二項第三号	保険会社等又は当該合併により設立する保険会社等	認可特定保険業者
第百七十條第一項各号 列記以外の部分	第百五十九條第一項及び第百六十五條の二十三	第百六十五條の二十三
	商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第四十六條（添付書面の通則）（これらの規定を第六十七條において準用する場合を含む。）並びに同法第八十條（吸収合併の登記）（第三項において準用する場合を含む。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百七条（添付書面の通則）、第三百二十二条（吸収合併による変更の登記の申請）並びに第三百三十条（商業登記法の準用）において準用する商業登記法第十八条及び第十九条（申請書の添付書面）

第百七十條第一項第一号	第百六十五條の七第二項第百六十五條の十二において準用する場合を含む。）第百六十五條の十七第二項第百六十五條の二十において準用する場合を含む。）又は第百六十五條の二十四第二項による公告	第百六十五條の二十四第二項
第百七十條第一項第四号	会社法合併会社にあつては、第百六十五條の二十四第二項第四号	第百六十五條の二十四第二項第四号
第百七十四條の見出し	内閣府令 内閣総理大臣	主務省令
第百七十四條第一項	内閣総理大臣	行政庁
	会社法第四百七十一条第六号（解散の事由）（第百五十二条第二項において準用する場合を含む。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百八条第七号又は第二百二条第一項第六号（解散の事由）
	第百八十條の四第一項又は同法第四百七十八條第一項	同法第二百九条第一項
	第百八十條第二号又は同法第四百七十五條第二号	同法第二百六条第二号又は第三号
第百七十四條第三項	会社法第四百七十八條第二項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百九条第二項
第百七十四條第六項	会社法第四百七十八條第六項において準用する同法第三百三十一条第一項第三号（取締役	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百九条第五項において準用する同法第六十五條第一項第三号（役員
	保険業法	保険業法、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）

第百七十四条第七項	内閣総理大臣	行政庁
	株式会社又は相互会社	一般社団法人又は一般財団法人
第百七十四条第八項各号列記以外の部分	清算保険会社等	清算一般社団法人等
	内閣総理大臣	行政庁
第百七十四条第八項第一号	第百八十条第二号又は会社法第四百七十五条第二号	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六条第二号又は第三号
	清算保険会社等	清算一般社団法人等
第百七十四条第九項	内閣総理大臣	行政庁
	会社法第四百七十九条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十条
第百七十四条第十項	同条第一項	同条第一項及び第二項
	内閣総理大臣	行政庁
第百七十四条第十一項	同条第二項	同条第三項
	商業登記法第七十三条第一項及び第三項(清算人の登記)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百二十六条第一項及び第三項(清算人の登記の申請)
第百七十四条第十二項	第七十四条第一項	第三百二十七条第二項
	変更の登記(第百八十三条第二項において準用する場合を含む。)	変更の登記の申請
第百七十四条第十二項	内閣総理大臣	行政庁
	内閣総理大臣	行政庁
第百七十五条の見出し	清算保険会社等	清算一般社団法人等
	内閣総理大臣	行政庁
第百七十五条第二項	清算保険会社等	清算一般社団法人等
	内閣総理大臣	行政庁
第百七十六條	清算保険会社等	清算一般社団法人等
	会社法第四百九十二条第三項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十五条第三項

第百七十七條第二項	内閣府令	主務省令
	内閣総理大臣	行政庁
第百七十七條第三項	会社法第四百七十一条第三号若しくは第六号(解散の事由)(第百五十二条第二項において準用する場合を含む。)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百八条第三号、第四号若しくは第七号若しくは第二百二条第一項第三号若しくは第六号(解散の事由)
	第百五十二条第三項第二号に掲げる事由	同条第二項若しくは第三項の規定
第百七十八條	清算保険会社等	清算一般社団法人等
	内閣府令	主務省令
第百七十九條第一項	会社法第五百条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十四条
	内閣総理大臣	行政庁
第百七十九條第二項	内閣総理大臣	行政庁
	清算保険会社等	清算一般社団法人等
第百七十九條第四号	第百二十八条第一項、第百二十九条第一項、第百七十二条の二十二第二項	平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する第二百七十二条の二十二第二項
	内閣総理大臣	行政庁
第百七十九條第五号及び第六号	清算保険会社等	清算一般社団法人等
	及び第二百三十五条第五項において	、第二百三十五条第五項及び平成十七年改正法附則第四条第十七項において
第百七十九條第二項	第百七十九條第二項	第百七十九條第二項(平成十七年改正法附則第四条第十七項において準用す

第三百三十一條第一項 第四号	第三百三十七條第四号から第六号まで	（これらの規定を平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。）
第三百三十三條第一項 各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	役員
第三百三十三條第一項 第四号	この法律若しくは	この法律（平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。）若しくは
第三百三十三條第一項 第六号	この法律又は	この法律（平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。）又は
第三百三十三條第一項 第十号	内閣府令	主務省令
第三百三十三條第一項 第十三号	この法律又は	この法律（平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。）又は
第三百三十三條第一項 第十三号	第六十五條の二十四第二項若しくは第四項	第六十五條の二十四第二項若しくは第四項（これらの規定を平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。）
第三百三十三條第一項 第四十七号	第七十六條	第七十六條（平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。）

18 認可特定保険業者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日までの間、継続して当該各号に規定する方法による公告をしなければならない。

一 第十一項において読み替えて準用する新保険業法第三百三十七條第一項の規定による公告を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一條第一項第四号に掲げる方法によりするとき 当該公告に付記した異議を述べることができる期間を経過する日

19 第十一項、第十四項又は前項においてそれぞれ読み替えて準用する新保険業法第四百四十條第一項、第四百四十六條第一項若しくは第五百零一條第一項又は第五百四十四條若しくは第六十六條第一項の規定による公告を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一條第一項第三号又は第四号に掲げる方法によりするとき 当該公告の開始後一月を経過する日

第十七項において読み替えて準用する新保険

業法第六十五條の二十四（第九項を除く。）の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

20 認可特定保険業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、附則第二條第一項の認可は、その効力を失う。

一 特定保険業を廃止したとき。

二 解散したとき（設立を無効とする判決が確定したときを含む。）。

三 保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたとき。

四 当該認可を受けた日から六月以内に特定保険業（引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理に係る業務を除く。）を開始しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ行政庁の承認を受けたときを除く。）。

21 次に掲げる場合には、行政庁は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第三百三十二條第一項又は第三百三十三條の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

22 二 第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第三百三十三條又は第二百七十一條の二十七の規定により附則第二條第一項の認可を取り消したとき。

三 前項の規定により附則第二條第一項の認可がその効力を失ったとき。

22 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十四條（第二項を除く。）、第三百三十五條、第三百三十六條及び第三百三十七條第一項の規定並びにこれらの規定に係る同法第三百三十七條第三項、第三百三十八條第一項及び第三百三十九條の規定は認可特定保険業者の保険計理人について、同法第三百三十七條第二項の規定及び当該規定に係る同法第三百三十八條第二項の規定はこの項において読み替えて準用する同法第三百三十七條第一項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百三十四條第一項 各号列記以外の部分	次に掲げる者	次に掲げる者又は認可特定保険業者の保険計理人
第三百三十四條第三項	一般社団法人等	認可特定保険業者
前二項		第一項（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第四條第二十二項において準用する場合を含む。）
第三百三十五條各号列記以外の部分	掲げる者	掲げる者又は認可特定保険業者の保険計理人
第三百三十五條第二号	一般社団法人等	認可特定保険業者
第三百三十六條	次に掲げる者	次に掲げる者又は認可特定保険業者の保険計理人

第三百三十七條第一項	一般社団法人	認可特定保険業者
第三百三十七條第二項	次に掲げる者	次に掲げる者又は認可特定保険業者の 保険計理人
第三百三十七條第三項	前項	前項(平成十七年改正法附則第四條第 二十二項において準用する場合を含 む。)
第三百三十八條第一項	第一項	第一項(平成十七年改正法附則第四條 第二十二項において準用する場合を含 む。)
第三百三十八條第二項	前条第一項	前条第一項(これらの規定を平成十七 年改正法附則第四條第二十二項におい て準用する場合を含む。)
第三百三十九條	前条第二項	前条第二項(平成十七年改正法附則第 四條第二十二項において準用する場合 を含む。)
	第三百三十七條第一項	第三百三十七條第一項(これらの規定 を平成十七年改正法附則第四條第二十 二項において準用する場合を含む。)
	第三百三十四條第三項	第三百三十四條第三項(平成十七年改 正法附則第四條第二十二項において準 用する場合を含む。)

附則第四條の次に次の一條を加える。
第四條の二 新保険業法第二百七十五條第一項第
二號の規定(この規定に係る罰則を含む。)は認可
可特定保険業者の保険契約に係る保険募集保
険契約の締結の代理又は媒介を行うことをい
う。以下この條において同じ。)について、新保
險業法第二百八十三條の規定は所屬認可特定保
險業者(保険募集に係る保険契約の保険者とな
るべき認可特定保険業者をいう。以下この條に
おいて同じ。)のために行う保険募集について、
新保険業法第二百九十四條の規定は所屬認可特
定保険業者のために保険募集を行う者につい

て、新保険業法第三百條の規定(この規定に係
る罰則を含む。)は認可特定保険業者又は認可特
定保険業者のために保険募集を行う者が行う当
該認可特定保険業者の保険契約の締結又は保険
募集について、新保険業法第三百九條の規定は
認可特定保険業者に対し保険契約の申込みをし
た者又は保険契約者が行う保険契約の申込みの
撤回又は解除について、それぞれ準用する。こ
の場合において、次の表の上欄に掲げる新保険
業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほ
か、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百七十五條第一項 第二号	損害保険会社(外国損害保険 会社等を含む。以下この編に おいて同じ。)の 並びに監査役及び監査委員 次条の登録を受けた損害保険 代理店	認可特定保険業者の社員若しくは 及び監事 保険業法等の一部を改正する法律(平 成十七年法律第三十八号。以下「平成 十七年改正法」という。)附則第四條第 一項において準用する第二百七十二條 の二十一第一項の届出がなされた保険 代理店(認可特定保険業者の委託を受 けて、当該認可特定保険業者のために 保険募集を行う者(法人でない社団又 は財団で代表者又は管理人の定めのある ものを含む。)であつて、当該認可特 定保険業者の社員又は役員若しくは使 用人でないものをいう。)
第二百九十四條第一号	媒介(損害保険代理店である 銀行等又はその役員若しくは 使用人にあつては、保険契約 者等の保護に欠けるおそれが 少ない場合として内閣府令で 定める場合に限る。)	媒介
第二百九十四條第三号	商号、名称又は氏名	名称
第三百條第一項	行為(次条に規定する特定保 険契約の締結又はその代理若 しくは媒介に関しては、第一 号に規定する保険契約の契約 条項のうち重要な事項を告げ ない行為及び第九号に掲げる 行為を除く。)	行為 主務省令
第三百條第一項第七号	内閣府令	主務省令
第三百條第一項第八号	特定関係者(第百條の三(第二 百七十二條の十三第二項にお いて準用する場合を含む。 第三百一條において同じ。)) 等	子会社等(平成十七年改正法附則第四 條第一項において準用する新保険業法 第三百三十二條第一項に規定する子会社 等

第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項	内閣府令	主務省令
第三百九条第一項第一号	内閣府令	主務省令
第三百九条第二項	第四百条第二項各号、第四百七条第三項各号又は第四百七十二条の二第二項各号	平成十七年改正法附則第二条第三項各号(第五号を除く。)
第三百十七条の二第四号	第二百七十五条第一項各号	第二百七十五条第一項第二号(平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。)
第三百十七条の二第七号	第三百条第一項	第三百条第一項(平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)
第三百二十一条第一項第四号	第二号を除く	第二号を除き、平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む

附則第五条第一項第一号中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)」を「整備法」に改め、同条第五項中「を受けている」を「又は附則第二条第一項の認可を受けた」に改め、「(以下こ

介については、適用しない。
 附則第六条を次のように改める。
 第六条 削除
 附則第八条を次のように改める。
 第八条 削除
 附則第十五条第一項中「株式会社」の下に「及び認可特定保険業者となった者」を加え、同条第六項中「新保険業法第二百七十二条の二十九の下に」又は附則第四条第十一項を加え、「同条において」を「新保険業法第二百七十二条の二十九又は附則第四条第十一項において読み替えて」に改め、同条第七項中「移転対象契約者」との下に「新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二百七十二条の二十九」を加え、同条第八項中「新保険業法第二百七十二条の三十第二項」の下に「又は附則第四条第十四項」を加え、「同項において」を「新保険業法第二百七十二条の三十第二項又は附則第四条第十四項において読み替えて」に改める。

附則第十六条第一項中「特定保険業者であつた」を「特定保険業者(平成二十二年改正法による改正前の附則第二条第三項に規定する特定保険業者(認可特定保険業者となつた者を除く。))をいう。以下この条において同じ。」であつた」に改め、「間」に「の下に」平成二十二年改正法による改正前の「を加え、同条第五項中「を外国保険業者」の下に「外国保険会社等を除く。以下この条において同じ。」を加え、同条第十項及び第十四項中「施行日前又は」の下に「平成二十二年改正法による改正前の」を加え、同条第十七項及び第十八項中「二年を経過する日までの間に」の下に「平成二十二年改正法による改正前の」を加える。
 附則第十九条第一項を次のように改める。
 不正の手段により附則第二条第一項の認可を受けた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 附則第十九条第二項中「(法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)」を削り、「若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人」を「代理人」に改め、「又は人」を削り、「前項」を「前三項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
 2 附則第三十三条の二第二項の規定により附則第二条第一項の規定による認可に付した条件に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 3 附則第二条第二項の申請書又は同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 附則第十九条の次に次の一条を加える。
 (過料)
 第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
 一 附則第四条第四項の規定に違反して、同項ただし書の規定による行政庁の承認を受けないで子会社を保有した者
 二 附則第四条第六項の規定に違反した者又は同条第七項の規定に違反して同項ただし書の規定による行政庁の承認を受けないで同項各号に掲げる行為を行った者
 三 附則第三十三条の二第二項の規定により同項に規定する認可等(附則第二条第一項の規定による認可を除く。)に付した条件に違反した者
 附則第三十三条の次に次の二条を加える。
 (認可等の条件)
 第三十三条の二 行政庁は、この附則又はこの附則において読み替えて準用する新保険業法の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。
 2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。
 (立入検査に係る規定の準用)

第三十三條の三 新保險業法第三百十一條の規定は、附則第四條第一項において読み替えて準用する新保險業法第二百七十一條の二十三(附則第四條第十七項において読み替えて準用する新保險業法第二百七十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

附則第三十四條の見出し中「内閣府令」を「内閣府令等」に改め、同条中「内閣府令」の下に「又は主務省令」を加え、同条の次に次の一條を加える。
(行政庁等)

第三十四條の二 この附則(附則第十五條第四項を除く。)及びこの附則において読み替えて準用する新保險業法における行政庁は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 この法律の公布の際現に特定保險業を行っていた民法第三十四條の規定により設立された法人 移行登記をした日の前日において整備法第九十五條の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行っていた行政機関 同日以前にあつては、同條の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行う行政機関

二 前号に掲げる法人以外の法人 内閣総理大臣

2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する新保險業法における主務省令は、内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。

附則第三十六條第一項中「附則」の下に「及びこの附則において読み替えて準用する新保險業法」を、「権限」の下に「金融庁の所掌に係るものに限る。」を加え、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する新保險業法による行政庁(都道府県の知

事その他の執行機関を除く。)の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の保險業法等の一部を改正する法律以下この条において「旧法」という。附則第二條第四項の規定により引き続き特定保險業(同條第一項に規定する特定保險業者をいう。以下同じ。)を行つてゐる特定保險業者(同條第三項に規定する特定保險業者をいう。次項において同じ。)については、旧法附則第二條から第四條までの規定は、なおその効力を有する。

2 旧法附則第四條第一項の規定により読み替えて適用する旧法による改正後の保險業法(平成七年法律第五五號)第二百七十一條の二十六第一項又は第二百七十一條の二十七の規定により特定保險業の廃止を命ぜられた法人(法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)である特定保險業者については、旧法附則第四條第二項の規定は、なおその効力を有する。

3 旧法附則第五條第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保險契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人(同項に規定する移行法人をいい、この法律による改正後の保險業法等の一部を改正する法律附則第二條第一項の認可を受けた者を除く。)については、旧法附則第三條(第二項を除く。)、第四條第七項から第十二項まで及び第十四項に限る。)、第五條第八項、第六條(第二項及び第五項に限る。)、及び第八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第五條第八項中「附則第二條第一項」とあるのは「保險業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第

正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。))による改正前の附則第二條第一項」と「特定保險業者」とあるのは「特定保險業者(平成二十二年改正法による改正前の附則第二條第三項に規定する特定保險業者をいう。)」と、「附則第五條第一項」とあるのは「附則第五條第五項」と、「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前條第八項」とあるのは「一般社團法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社團法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う關係法人の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十號。以下「整備法」という。))の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前條第八項」とする。

4 旧法附則第六條第二項に規定する免許の申請者については、同項及び同條第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第二項中「附則第四條第七項」とあるのは、「保險業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)による改正前の附則第四條第七項」とする。

5 旧法附則第八條第一項に規定する保險会社及び

(三) 保險業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八號)附則第二條第一項(特定保險業を行つてゐた一般社團法人等に関する特例)の特定保險業の認可(国の行政機関による認可として政令で定めるものに限る。)

び同條第二項に規定する保險会社については、それぞれ同條第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第一項中「附則第六條第二項」とあるのは「保險業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号。次項において「平成二十二年改正法」という。))による改正前の附則第六條第二項」と、同條第二項中「附則第四條第七項」とあるのは「平成二十二年改正法による改正前の附則第四條第七項」とする。

6 この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)
第三條 登録免許税法昭和四十二年法律第三十五號の一部を次のように改正する。
別表第一第三十七號中(五)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

認可件数 一件につき十五万円

あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

保險業法の特例として経過的に認められてゐる社團法人等の行う保險業の果たす役割にかんが

み、当分の間、引き続きこれらの保険業を継続して行うことを可能とするともに、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第四条中「適当な時期において」を「五年を目途として」に改める。

平成二十二年十一月十一日印刷

平成二十二年十一月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D